

山口市一般廃棄物処理基本計画

《中間見直し》

令和 5(2023)～令和 9(2027)年度



令和 5(2023)年 3 月

山口市

目 次

第1編 計画の基本的事項

1	計画策定の目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1	ごみ処理の概要	4
2	可燃ごみの現状	11
3	不燃ごみの現状	15
4	資源物の現状	20
5	収集運搬の現状	29
6	ごみ処理費用の現状	31

第2章 基本理念・基本方針・目標

1	基本理念	34
2	基本方針	35
3	ごみ減量・資源化目標	36

第3章 目標実現のための施策

1	ごみ排出量の抑制	41
2	分別・リサイクルの推進	42
3	環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進	43

第4章 食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画）

1	計画の目的	46
2	計画の位置づけ	46
3	計画期間	46
4	本市における食品ロスの現状	47
5	基本方針と目標	48
6	目標実現のための施策	48

第5章	計画の進行管理	
1	達成状況の評価と見直し	50

第3編 生活排水処理基本計画

第1章	生活排水処理の現状	
1	生活排水処理体系	52
2	生活排水処理実績	55
3	生活排水処理施設	58
4	生活排水処理の現状	61

第2章	基本方針及び目標	
1	基本方針	68
2	生活排水処理目標	69

第3章	目標実現のための施策	
1	生活排水処理の推進	72
2	し尿及び浄化槽汚泥処理の推進	76

資料編

○	山口市廃棄物減量等推進審議会答申	80
---	------------------	----

第1編 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

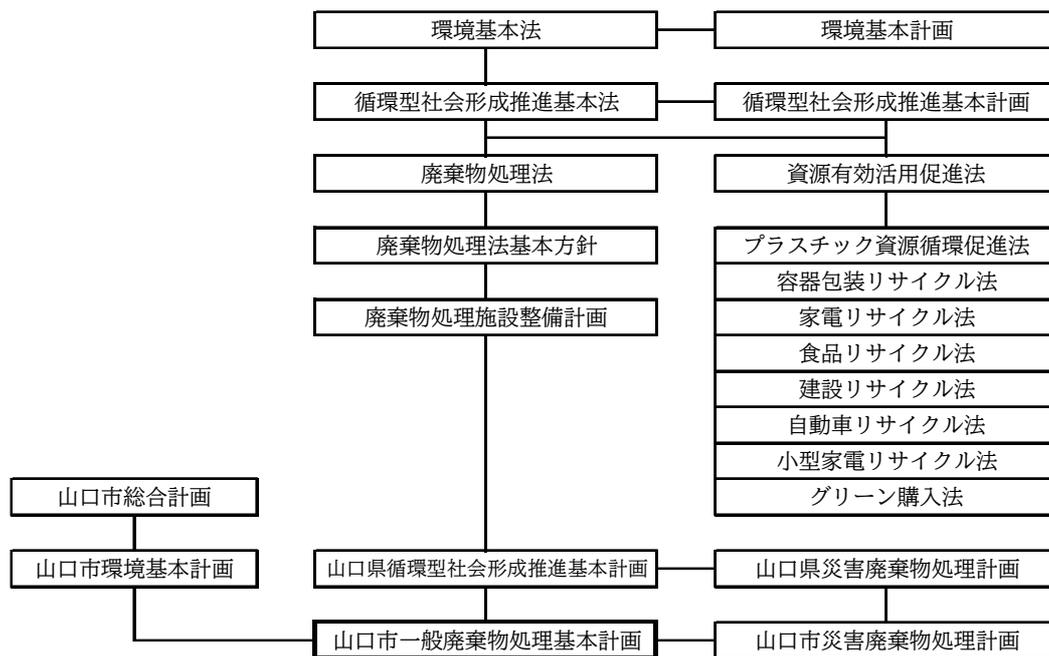
大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造は豊かな生活をもたらした一方で、資源の枯渇や地球温暖化を招くなど様々な環境問題を引き起こしてきました。そのため、環境負荷がより少ない循環型社会への構造転換が求められています。

山口市一般廃棄物処理基本計画は、今後の山口市の循環型社会形成に向け、ごみの減量化や適正処理及び生活排水の水質保全を図るための中長期的な基本方針を明確にすることを目的としています。

なお、本計画は、計画期間を10年間としている現計画の策定（平成29年度）から5年が経過したことに伴い、中間見直しを行ったものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する一般廃棄物処理基本計画とし、山口市総合計画及び山口市環境基本計画の部門計画に位置付けます。



3 計画期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の概要

(1) ごみ処理体系とごみ処理の状況

本市では、ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、金属・小型家電製品、粗大ごみ、資源物、有害ごみの6区分に大別し、処理しています。

可燃ごみは清掃工場で焼却処分を行い、焼却により発生する焼却灰はセメント原料として資源化しています。

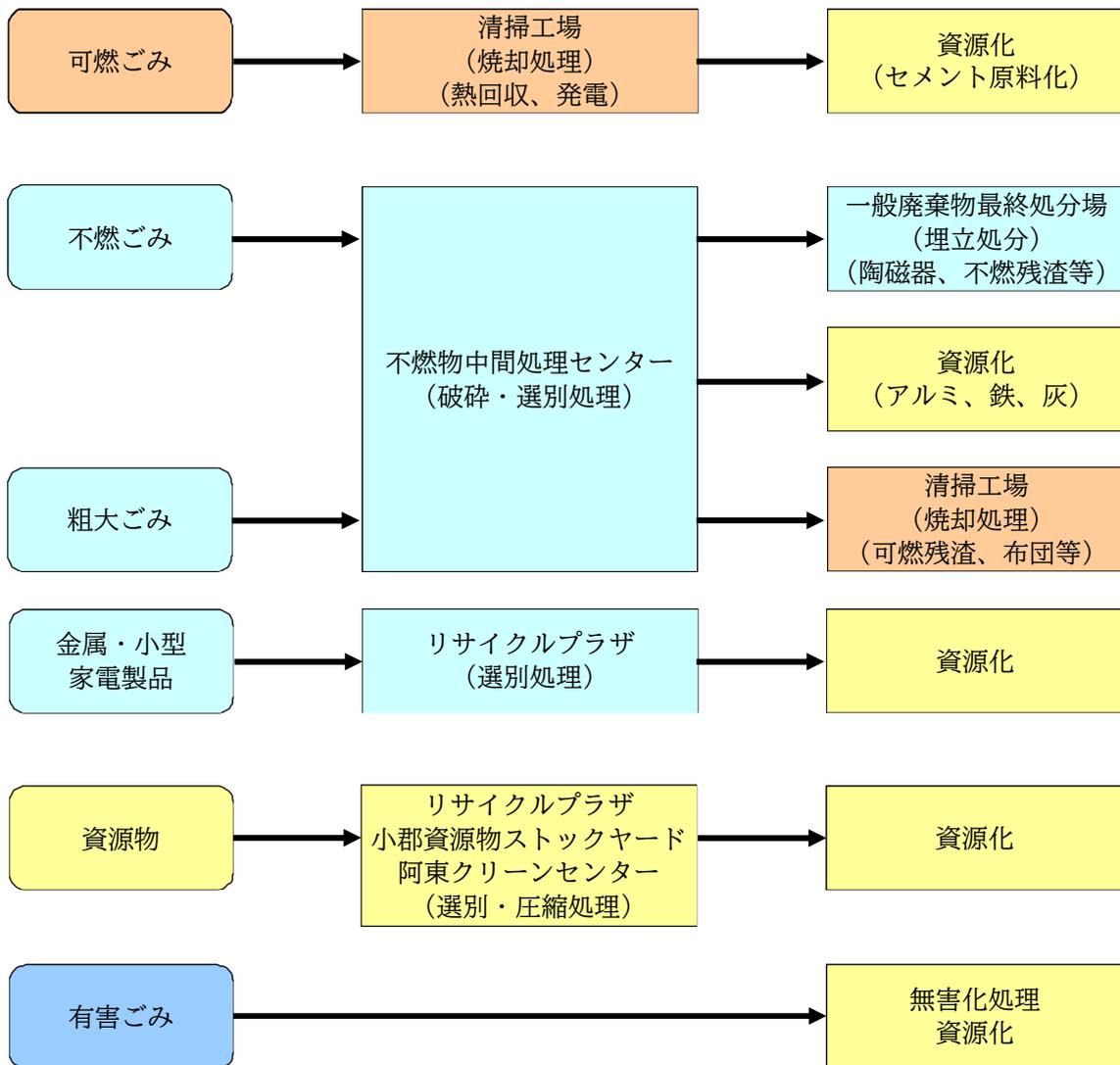
不燃ごみ及び粗大ごみは不燃物中間処理センターにおいて、資源化されるもの（アルミ、鉄）、破碎して埋め立てるもの（主にプラスチック類）、破碎せずに埋め立てるもの（主に陶器、ガラス類など）、破碎して清掃工場で焼却されるもの（木片、布団類）に選別し、処分しています。

金属・小型家電製品は、リサイクルプラザにおいて、金属と小型家電製品に選別し、資源化しています。

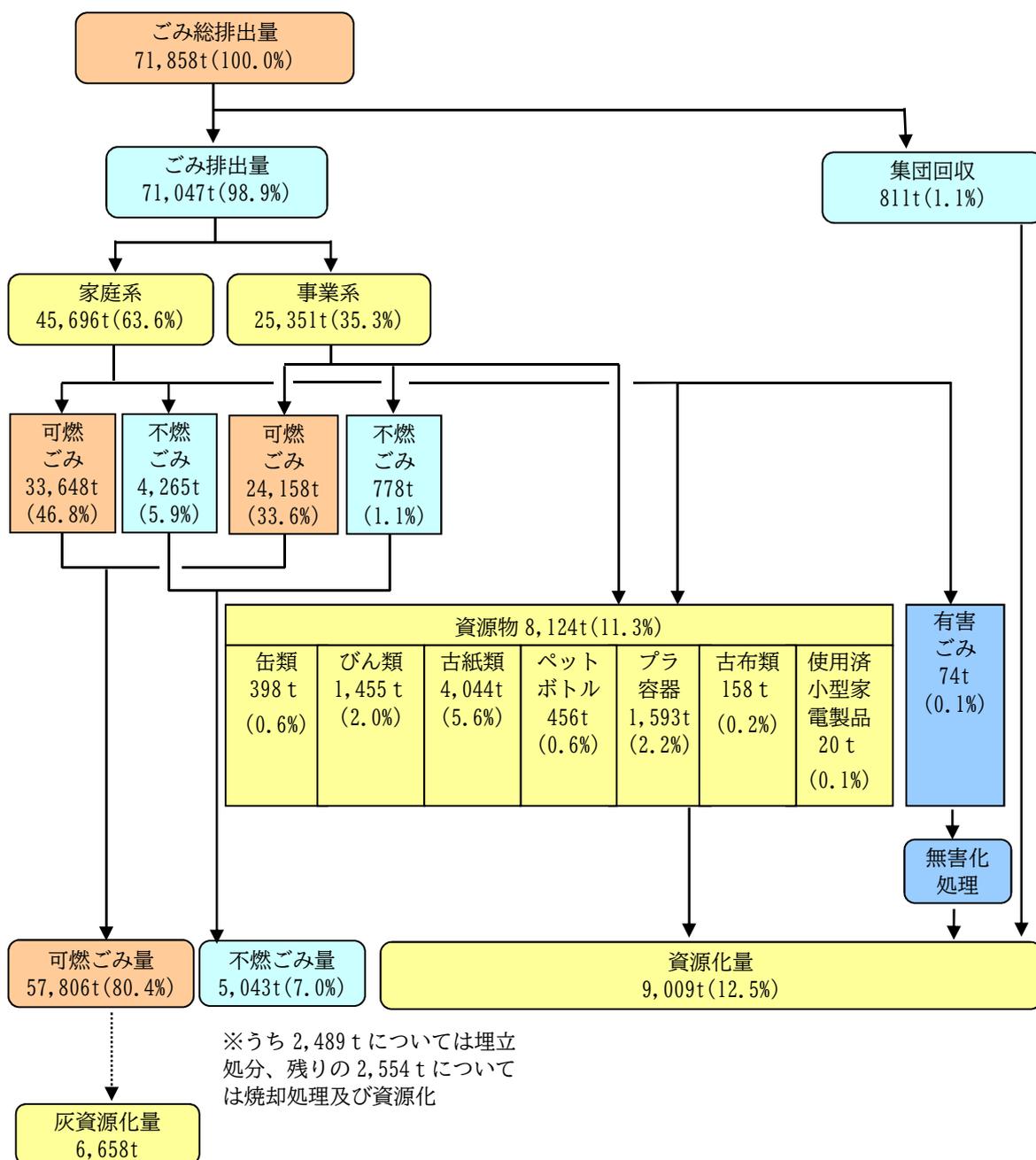
資源物は、リサイクルプラザ等において、中間処理したのち資源化しています。

蛍光管、乾電池、小型充電式電池、ボタン電池、スプレー缶などの有害ごみは、専門業者により無害化するとともに資源化しています。

ごみ処理体系



ごみ処理の状況（令和3年度）

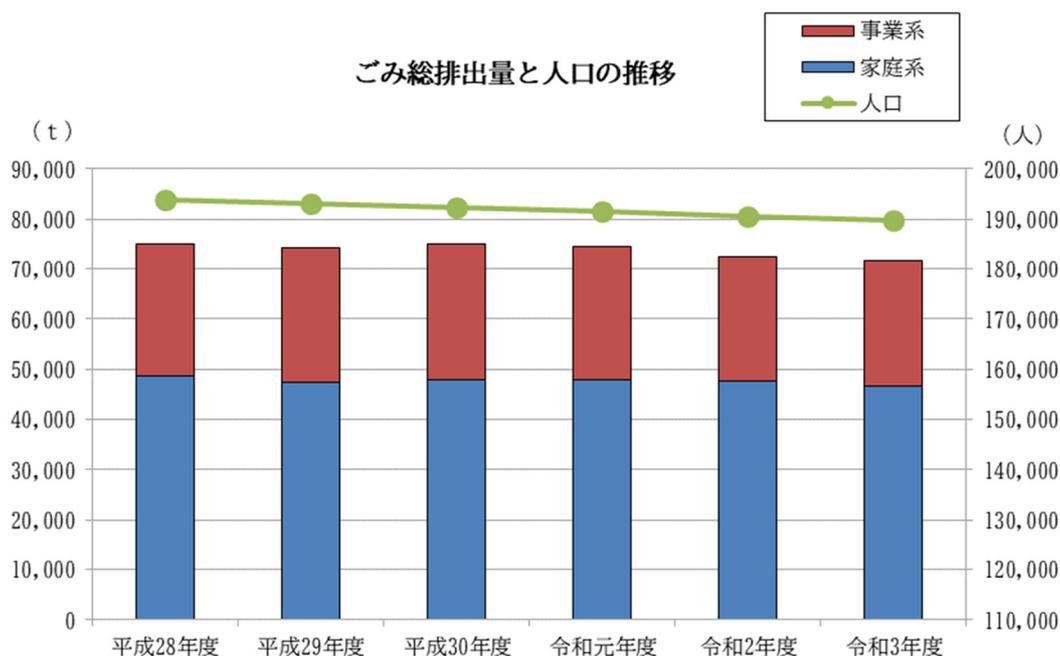


○本計画におけるごみ量に関する用語の定義

ごみ総排出量	市が収集、中間処理、資源化、最終処分等に関与し、量的に把握可能な範囲のごみ量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収
ごみ排出量	市が処理・処分したごみの量
集団回収	家庭から出た資源物を地域団体や子ども会などが回収し、資源化業者によりリサイクルされたもの
家庭系ごみ	市民が排出したごみ
事業系ごみ	事業所が排出したごみ

(2) ごみ総排出量

令和3年度のごみ総排出量は71,858トンで、平成28年度と比較して4.2%減少しています。内訳として、家庭系ごみ量は46,507トンで、平成28年度と比較して4.3%減少、事業系ごみ量は25,351トンで、平成28年度と比較して4.1%減少しています。

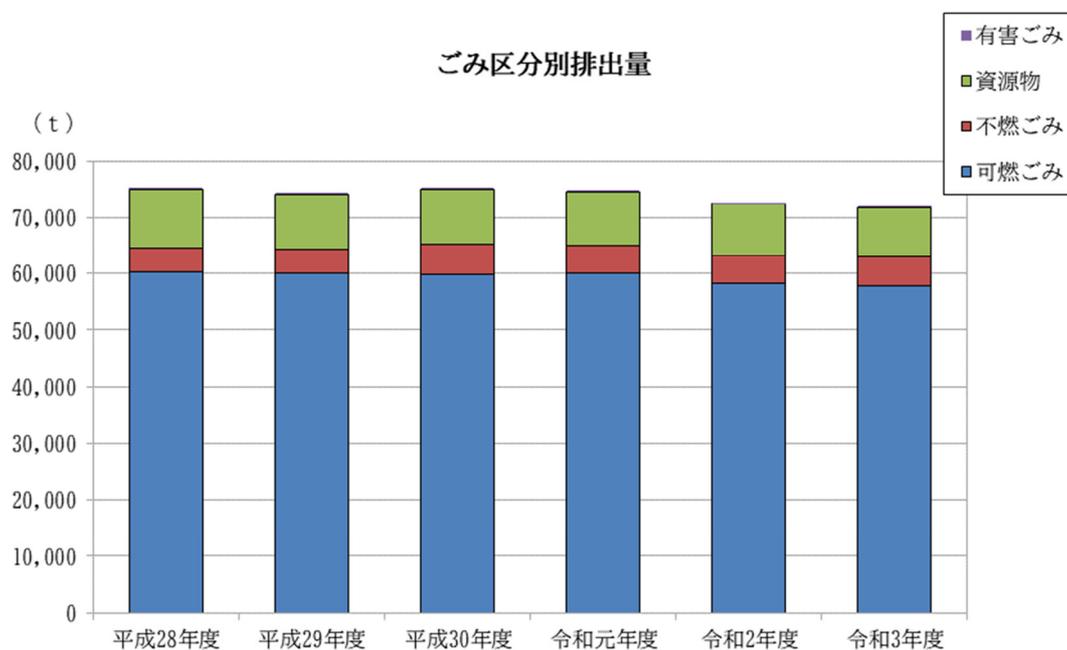


	人口	家庭系ごみ	事業系ごみ	ごみ総排出量
平成28年度	193,946人	48,592t	26,441t	75,033t
平成29年度	193,202人	47,472t	26,733t	74,205t
平成30年度	192,285人	47,883t	27,174t	75,057t
令和元年度	191,675人	47,859t	26,774t	74,633t
令和2年度	190,659人	47,520t	24,928t	72,448t
令和3年度	189,814人	46,507t	25,351t	71,858t

※本表の人口は、各年度10月1日現在の住民基本台帳人口としています。

※本表では、集団回収を含めて家庭系ごみとしています。

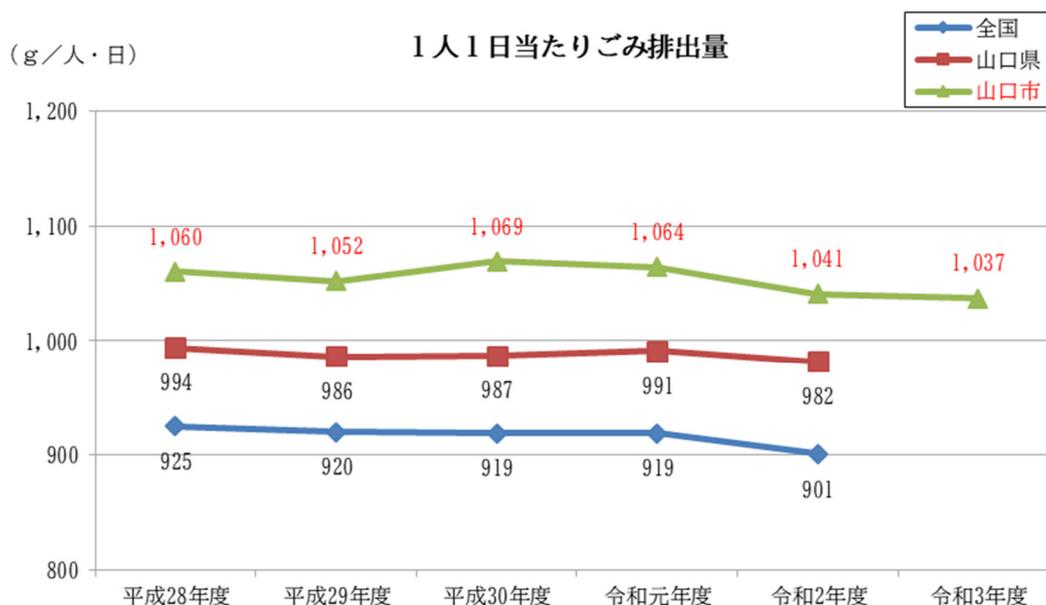
ごみ区分別のごみ総排出量は以下のとおりです。



	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	有害ごみ	ごみ総排出量
平成 28 年度	60,138 t	4,472 t	10,361 t	62 t	75,033 t
平成 29 年度	60,074 t	4,184 t	9,866 t	81 t	74,205 t
平成 30 年度	59,848 t	5,385 t	9,751 t	73 t	75,057 t
令和元年度	59,910 t	5,039 t	9,618 t	66 t	74,633 t
令和 2 年度	58,120 t	5,086 t	9,151 t	91 t	72,448 t
令和 3 年度	57,806 t	5,043 t	8,935 t	74 t	71,858 t

(3) 1人1日当たりごみ排出量

令和3年度の1人1日当たりごみ排出量は1,037グラムで、平成28年度と比較して2.2%減少していますが、令和2年度数値で山口県平均や全国平均と比較すると多い状況にあります。



※令和3年度の山口県平均及び全国平均の数値は未公表

○1人1日当たりごみ排出量とは？

市民と事業者が1年間に排出するごみのうち本市が処理した量を、本市の人口と年間の日数（365日）で割って算出したものです。

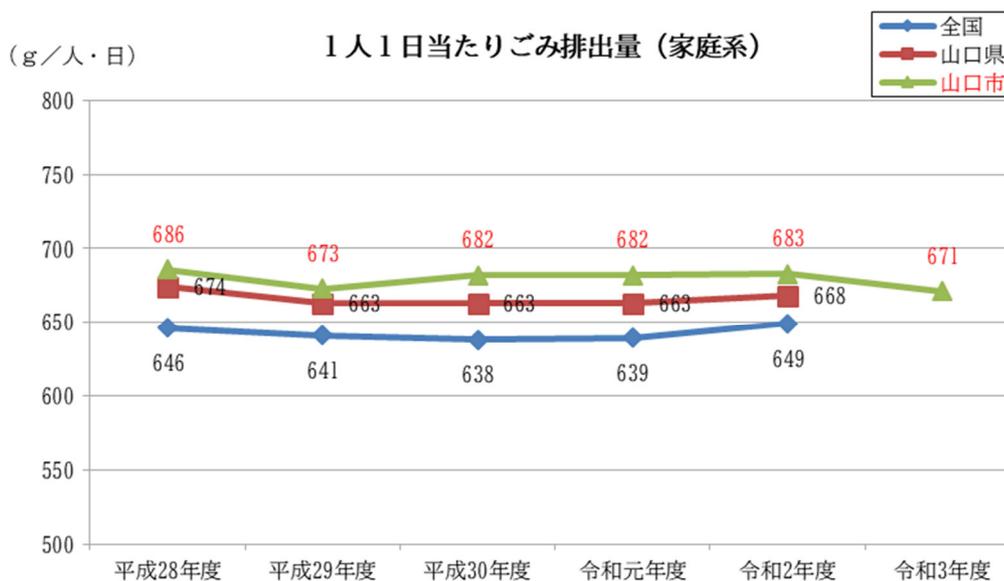
$$= \text{ごみ総排出量 (t)} \div \text{人口} \div 365 \text{ 日}$$

$$= 71,858 \div 189,814 \div 365 \times 1,000,000 \text{ (単位を g に変換)}$$

$$= 1,037 \text{ g/人・日}$$

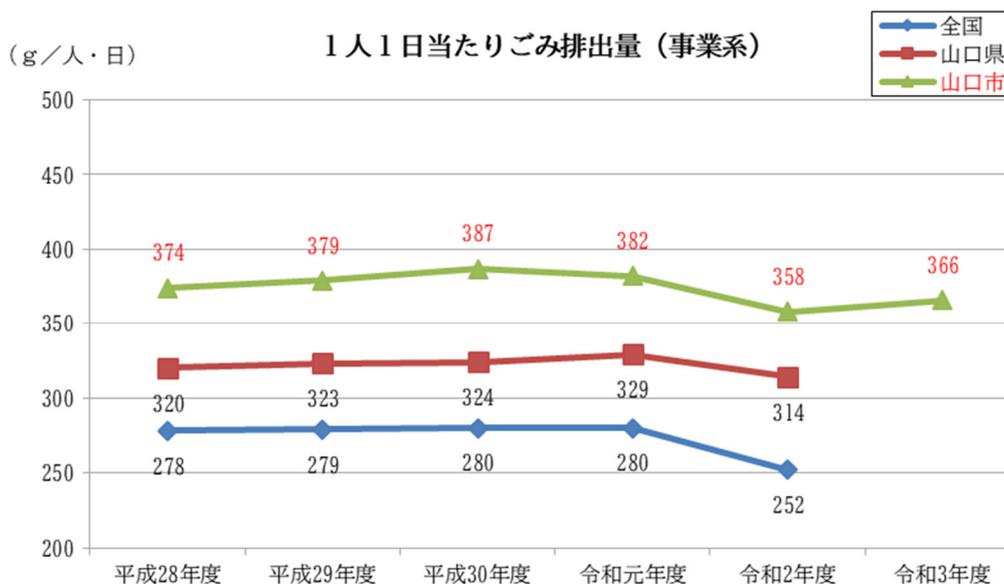
① 家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量

令和3年度の家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量は671グラムで、平成28年度と比較して2.2%減少していますが、令和2年度数値で山口県平均や全国平均と比較すると多い状況にあります。



② 事業系ごみの1人1日当たりごみ排出量

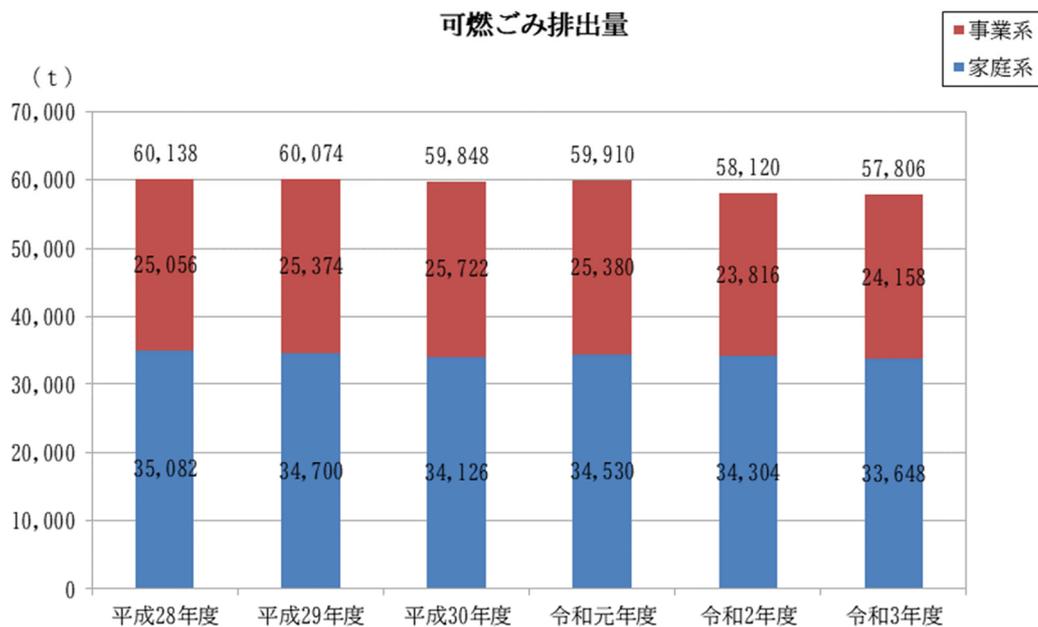
令和3年度の事業系ごみ1人1日当たりごみ排出量は366グラムで、平成28年度と比較して2.1%減少していますが、令和2年度数値で山口県平均や全国平均と比較すると多い状況にあります。



2 可燃ごみの現状

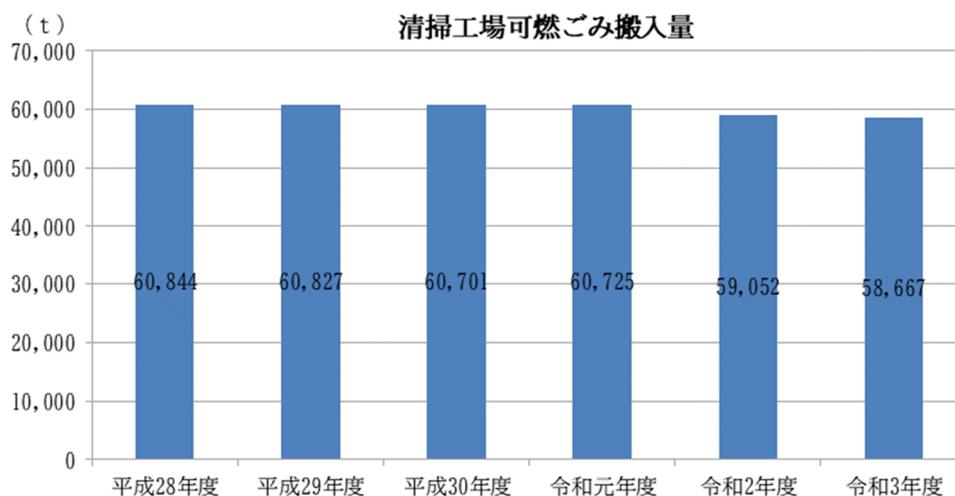
(1) 可燃ごみ排出量

令和3年度の可燃ごみ排出量は57,806トンで、平成28年度と比較して3.9%減少しています。内訳として、家庭系可燃ごみ量は33,648トンで、平成28年度と比較して4.1%減少、事業系可燃ごみ量は24,158トンで、平成28年度と比較して3.6%減少しています。



(2) 可燃ごみ焼却量

山口市清掃工場では、収集した可燃ごみと不燃ごみ・粗大ごみに含まれていた可燃性ごみ（不燃物中間処理センターで破碎・選別処理したもの）を焼却しています。令和3年度の清掃工場可燃ごみ搬入量は58,667トンで、平成28年度と比較して3.6%減少しています。



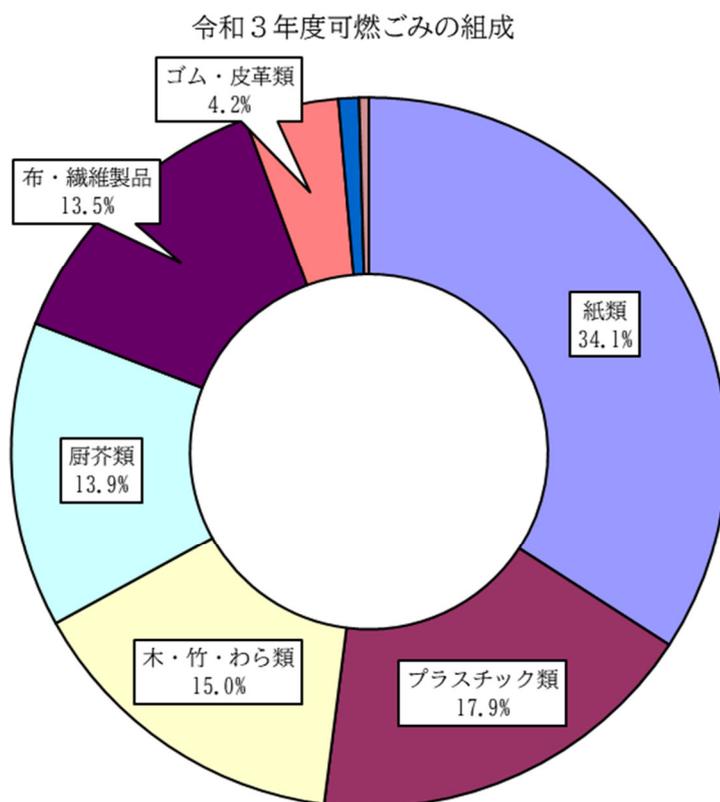
○山口市清掃工場の概要

山口市清掃工場では、市内全域の可燃ごみを焼却しており、この余熱を利用して発電やリサイクルプラザの浴場への熱供給などを行っています。

施設名称	山口市清掃工場
所在地	山口市大内御堀 496 番地
処理能力	220 t / 24 h (110 t / 24 h × 2 炉)
焼却炉形式	連続燃焼式機械炉
破碎機	処理能力 10 t / 5 h、油圧式
竣工	平成 10 年 3 月
余熱利用	発電 3,600kW、場内給湯、熱供給(リサイクルプラザ)

(3) 可燃ごみの組成

令和3年度に本市が実施した調査では、可燃ごみ（家庭系及び事業系）の組成は以下のとおりとなっています。



① 家庭系可燃ごみの組成

令和元年度に本市が実施した調査では、家庭系可燃ごみに占める資源物の混入割合は11.0%で、平成28年度と比較すると4.0ポイント減少しています。

家庭系可燃ごみ中の資源物混入率

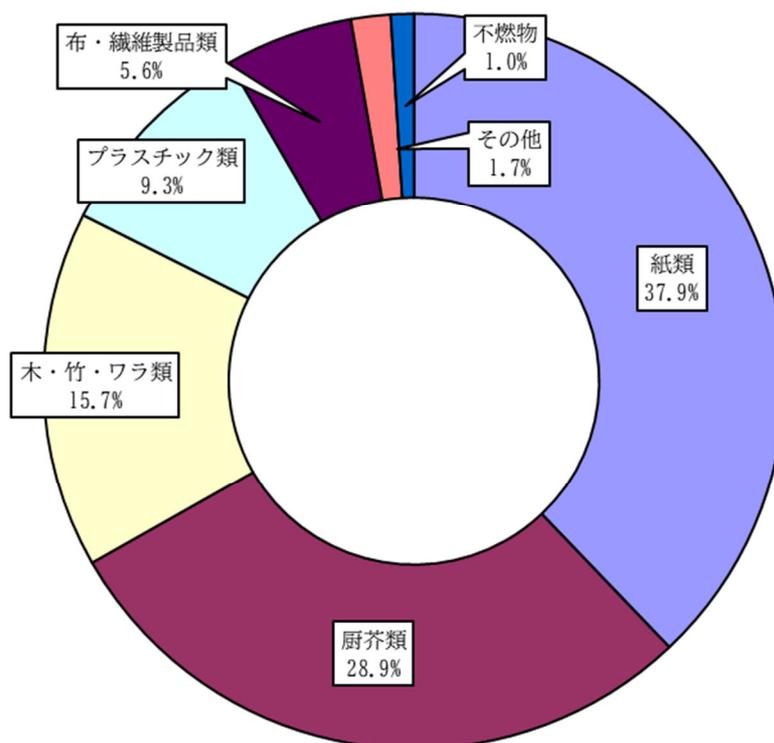
	家庭系 可燃ごみ (サンプル量)	混入資源物		資源物混入率
		紙類	プラスチック製 容器包装	
令和元年度	1,085 kg	8.6%	2.4%	11.0%
平成28年度	924 kg	11.4%	3.6%	15.0%

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染予防のため未実施

② 事業系可燃ごみの組成

令和3年度に本市が実施した調査では、事業系可燃ごみの組成は以下のとおりとなっています。

令和3年度可燃ごみ（事業系）の組成



事業系可燃ごみに占める資源物の混入割合は28.4%で、平成28年度と比較すると26.7ポイント減少しています。

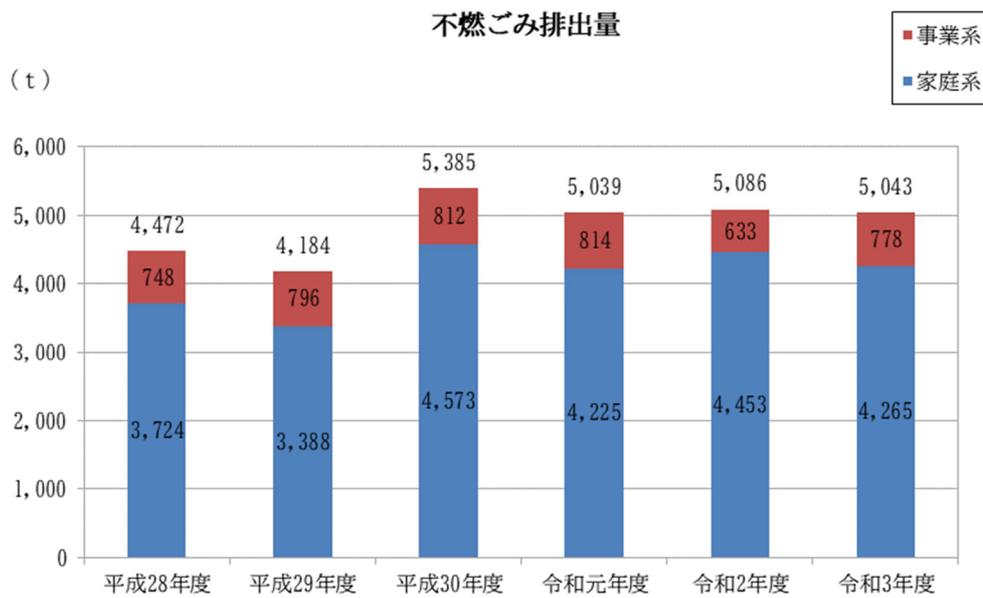
事業系可燃ごみ中の資源物混入率

	事業系 可燃ごみ (サンプル量)	混入資源物		資源物混入率
		紙類	プラスチック製 容器包装	
令和3年度	200kg	21.5%	6.9%	28.4%
平成28年度	200kg	43.2%	11.9%	55.1%

3 不燃ごみの現状

(1) 不燃ごみ排出量

令和3年度の不燃ごみ排出量は5,043トンで、平成28年度と比較して12.8%増加しています。内訳として、家庭系不燃ごみ量は4,265トンで、平成28年度と比較して14.5%増加、事業系不燃ごみ量は778トンで、平成28年度と比較して4.0%増加しています。

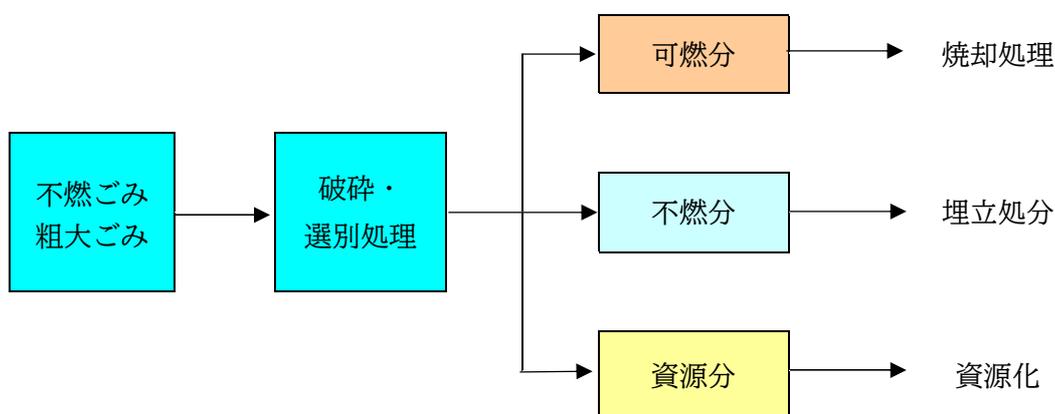


(2) 不燃物中間処理センター処理量

山口市不燃物中間処理センターでは、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎・選別処理し、木片などの可燃物については山口市清掃工場で焼却、鉄・アルミ等の金属類については資源化し、プラスチック類等の残渣のみを埋立処分することで、最終処分場への埋立量を減少させています。

不燃物中間処理センター処理量

年度	焼却	資源化							埋立	計
	可燃物	金属・小型家電製品	破碎アルミ	破碎鉄	テープ類	乾電池・蛍光管	灰	資源回収率	不燃物	
28	758 t	1,163 t	19 t	153 t	39 t	20 t	52 t	39.3%	1,472 t	3,676 t
29	797 t	1,112 t	18 t	183 t	35 t	19 t	46 t	39.3%	1,385 t	3,595 t
30	912 t	1,215 t	21 t	178 t	37 t	18 t	46 t	39.9%	1,370 t	3,797 t
1	870 t	1,382 t	15 t	172 t	36 t	16 t	36 t	41.5%	1,468 t	3,995 t
2	970 t	1,653 t	16 t	182 t	37 t	17 t	40 t	42.8%	1,625 t	4,540 t
3	874 t	1,445 t	11 t	143 t	35 t	15 t	31 t	41.4%	1,505 t	4,059 t



○山口市不燃物中間処理センターの概要

施設名称	山口市不燃物中間処理センター
所在地	山口市宮野下 11782 番地 1
処理対象	不燃ごみ及び粗大ごみ
処理能力	不燃ごみ：40 t /5 h 可燃粗大： 5 t /5 h 不燃粗大： 5 t /5 h
竣工	平成 20 年 6 月

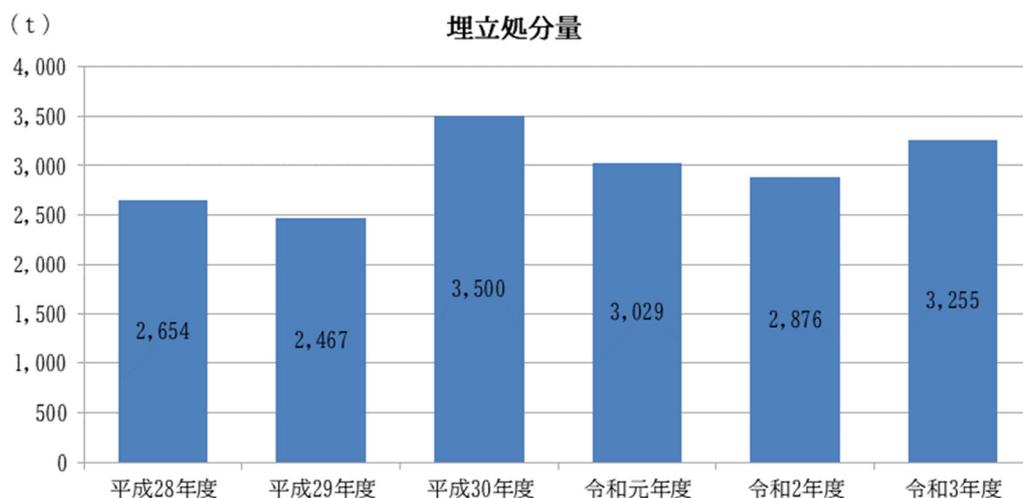
(3) 最終処分量

5箇所ある一般廃棄物最終処分場では、ガラス類、陶磁器類、不燃物中間処理センターの破碎・選別処理により発生した破碎残渣などを、埋立処分しています。

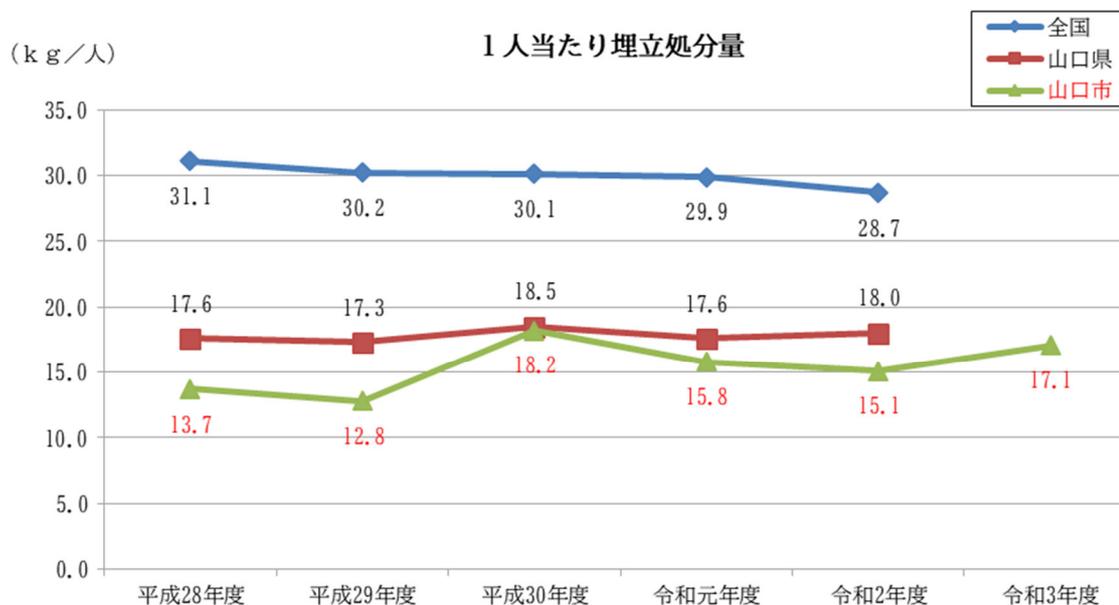
最終処分場残余容量（令和4年3月末現在）

		浸出水 処理設備	埋立 容量	埋立済 容量	残余 容量	埋立率	供用開始
山口市鍛冶 畑不燃物埋 立処分場	小郡	有	66,000 m ³	30,413 m ³	35,587 m ³	46.1%	平成2年4月
山口市青江 一般廃棄物 最終処分場	秋穂	無	225,505 m ³	187,866 m ³	37,639 m ³	83.3%	昭和49年
山口市岡山 最終処分場	阿知須	有	4,614 m ³	4,277 m ³	337 m ³	92.7%	昭和42年
山口市阿東 一般廃棄物 最終処分場	阿東	有	26,000 m ³	16,850 m ³	9,150 m ³	64.8%	平成12年4月
山口市大浦 一般廃棄物 最終処分場	嘉川	有	28,000 m ³	9,229 m ³	18,771 m ³	33.0%	平成29年4月
合計			350,119 m ³	248,635 m ³	101,484 m ³	71.0%	

令和3年度の埋立処分量は3,255トンで、平成28年度と比較して22.6%増加しています。

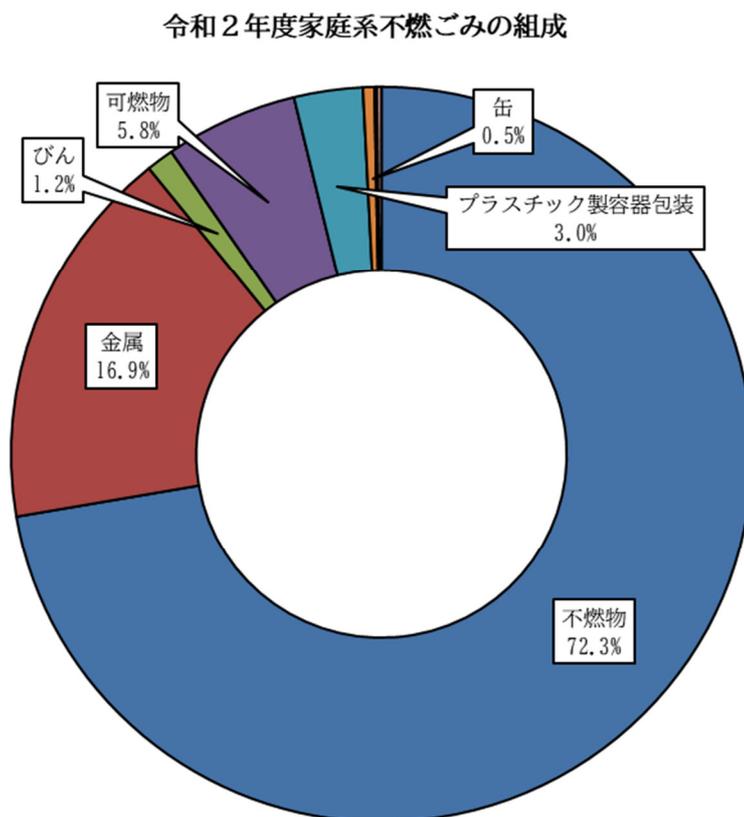


令和3年度の1人当たり埋立処分量は17.1キログラムで、平成28年度と比較して24.8%増加していますが、令和2年度数値で山口県平均及び全国平均と比較すると少ない状況にあります。



(4) 家庭系不燃ごみの組成

令和2年度に本市が実施した調査では、家庭系不燃ごみの組成は以下のとおりとなっています。



家庭系不燃ごみに占める資源物の混入割合は4.8%で、平成28年度と比較すると4.3ポイント減少しています。

家庭系不燃ごみ中の資源物混入率

	家庭系 不燃ごみ (サンプル量)	混入資源物			資源物 混入率
		プラスチック 製容器包装	缶・びん類	ペットボトル	
令和2年度	1,033kg	3.0%	1.6%	0.2%	4.8%
平成28年度	931kg	5.3%	3.3%	0.5%	9.1%

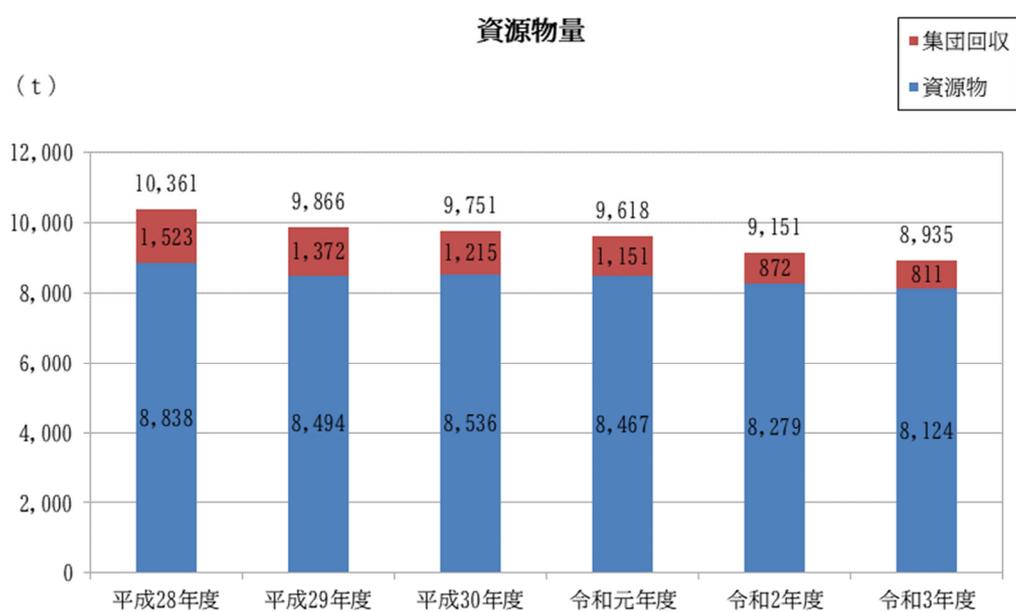
※令和3年度は新型コロナウイルス感染予防のため未実施

4 資源物の現状

(1) 資源物量

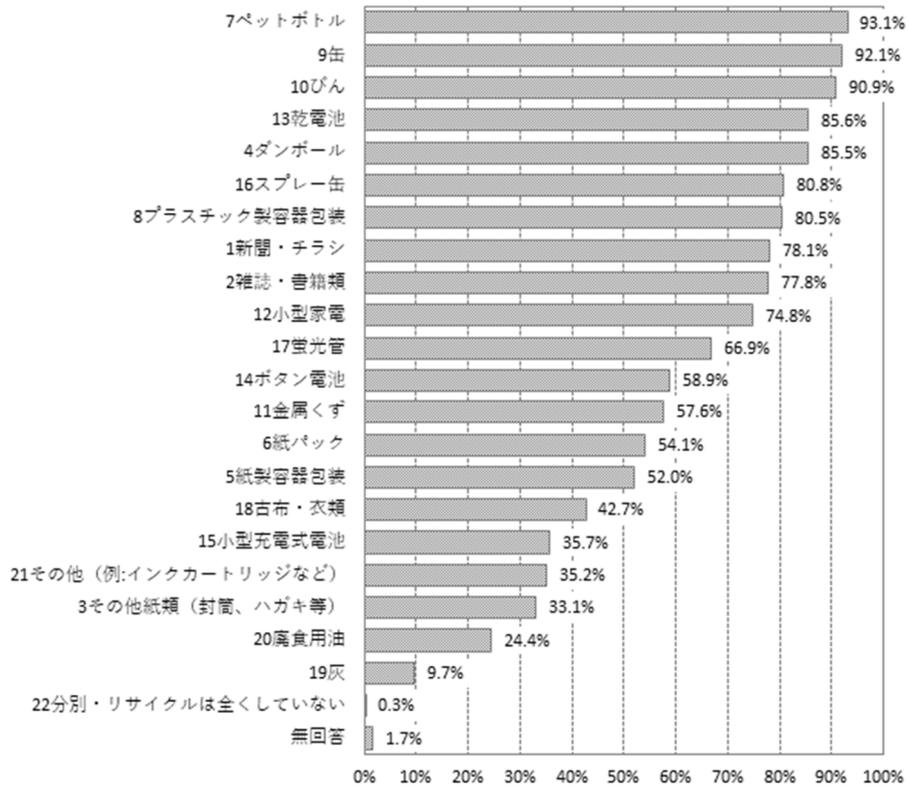
令和3年度の資源物量は8,935トンで、平成28年度と比較して13.8%減少しています。これは、びんからペットボトルへの転換、容器包装などの減量化、ペーパーレス化が要因と考えられます。

令和3年度のつくし推進事業による資源物の集団回収量は811トンで、平成28年度と比較して46.7%減少しています。

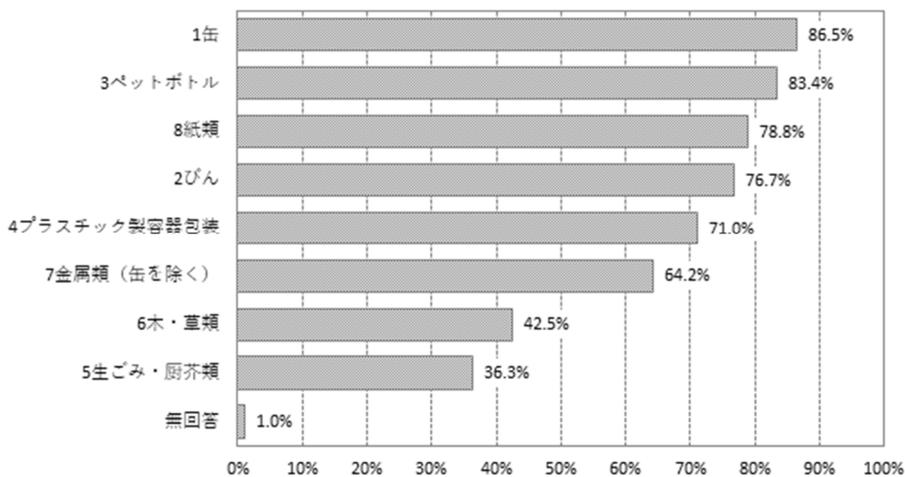


市民・事業者アンケート結果（令和3年9月実施）

○市民アンケート【家庭で分別・リサイクルしている品目（複数回答可）】

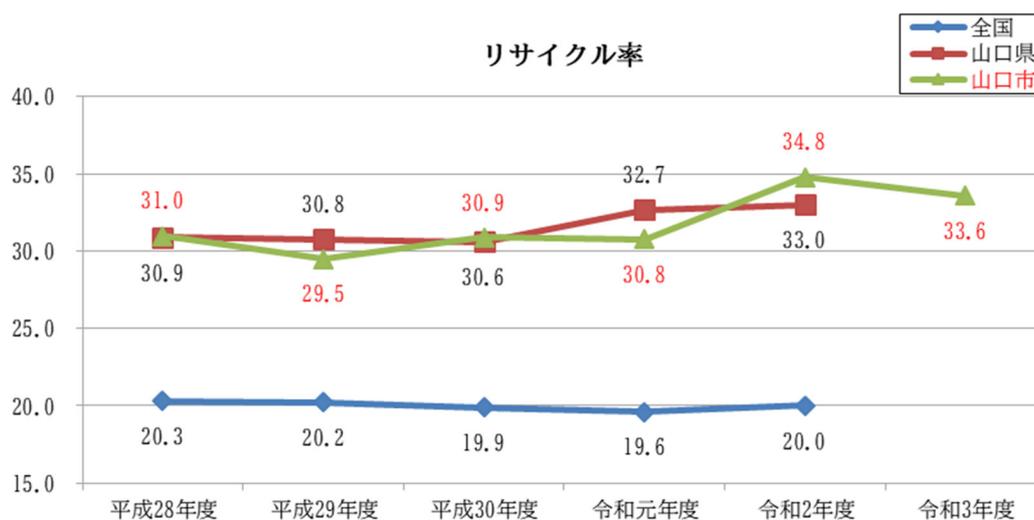


○事業者アンケート【事業所で分別・リサイクルしている品目（複数回答可）】



(2) リサイクル率の推移

令和3年度のリサイクル率は33.6%で、平成28年度と比較して2.6ポイント増加しており、令和2年度数値で山口県平均や全国平均と比較すると高い状況にあります。令和元年度から2年度にかけて4.0ポイント上昇していますが、これは清掃工場の基幹的設備改良工事に伴い発電能力が向上したことにより、熱回収量（サーマルリサイクル量）が増加したことによるものです。



※令和3年度の山口県平均及び全国平均の数値は未公表

○リサイクル率とは？

ごみの総量に占める資源物と焼却灰などのごみ処理の過程で資源化したごみの割合をいいます。

$$= (\text{資源物} + \text{集団回収} + \text{焼却灰} + \text{廃食用油} + \text{伐採草木処理} + \text{有害ごみ} + \text{不燃物中間処理センター等で回収した資源物} + \text{熱回収量}) \div \text{総排出量} \times 100$$

$$= (8,124 + 811 + 6,658 + 14 + 0 + 74 + 1,680 + 6,795) \div 71,858 = 33.6\%$$

(3) 減量・資源化への取組状況

本市の減量・資源化への主な取組の経過は、次のとおりです。

○旧山口市の主な取組

年月	取組
昭和 60 年	生ごみ処理容器購入補助開始（平成元年度まで）
平成 3 年 6 月	資源回収奨励金交付制度（つくし推進事業）開始
平成 5 年 4 月	生ごみ処理容器購入補助再開
平成 9 年 2 月	山口市リサイクルプラザ稼働、びん、缶の分別収集開始
平成 12 年 1 月	新聞、雑誌、ダンボール、ペットボトルの分別収集開始
平成 12 年 3 月	西門前エコステーション設置（平成 17 年 9 月撤去）
平成 13 年 4 月	プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集開始
平成 14 年 6 月	紙パックの分別収集開始
平成 15 年 4 月	給食残さ堆肥化開始（宮野小学校）
平成 16 年 6 月	神田一般廃棄物最終処分場事業系搬入制限開始（年間 12 t）
平成 17 年 4 月	給食残さ堆肥化開始（南部地域 10 校）
平成 17 年 7 月	周布町資源物ステーション設置

○旧小郡町の主な取組

年月	取組
昭和 58 年 4 月	再資源化活動補助開始
昭和 59 年 4 月	生ごみ処理容器購入補助開始（平成 3 年度まで）
平成 5 年 4 月	びん、缶の分別収集開始
平成 8 年 4 月	新聞、雑誌、ダンボール、リターナブルビンの分別収集開始
平成 12 年 4 月	小郡資源物ストックヤード設置
平成 12 年 4 月	ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集開始
平成 14 年 4 月	生ごみ処理容器購入補助再開
平成 16 年 12 月	廃食用油リサイクル事業開始

○旧秋穂町の主な取組

年月	取組
平成 5 年 11 月	缶の分別収集開始
平成 10 年 3 月	青江ストックヤード設置
平成 10 年 4 月	生ごみ処理容器購入補助開始
平成 10 年 6 月	びんの分別収集開始
平成 14 年 4 月	新聞、雑誌、ダンボール、ペットボトルの分別収集開始
平成 14 年 9 月	秋穂荘に生ごみ処理機導入

○旧阿知須町の主な取組

年月	取組
平成4年4月	資源再利用化事業奨励金交付制度開始
平成9年6月	阿知須清掃センター内にストックヤード設置
平成11年4月	生ごみ処理容器購入補助開始
平成12年4月	ペットボトルの分別収集開始
平成14年4月	新聞、雑誌、ダンボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集開始

○旧徳地町の主な取組

年月	取組
昭和63年6月	生ごみ処理容器購入補助開始
平成7年7月	資源再利用化事業奨励金交付制度開始
平成13年9月	八坂ストックヤード設置
平成13年10月	びん、缶、ペットボトルの分別収集開始
平成15年5月	新聞、雑誌、ダンボールの分別収集開始
平成16年4月	紙パックの分別収集開始

○旧阿東町の主な取組

年月	取組
昭和60年4月	生ごみ堆肥化容器等購入費補助金制度開始
平成4年4月	白色トレイ・紙パックの拠点施設回収開始
平成12年6月	ごみの分別排出の実施（8分類・12分別）

○合併後の山口市の主な取組

年月	取組
平成17年10月	指定収集袋による可燃ごみの有料化
平成17年10月	徳地地域で紙製容器包装の分別収集開始
平成18年4月	小郡地域で、紙製容器包装の分別収集開始
平成18年4月	給食残さ堆肥化拡大（秋穂地域3校、阿知須地域3校）
平成18年4月	神田一般廃棄物最終処分場事業系搬入制限（年間10t）
平成18年8月	徳地ストックヤード設置
平成18年9月	山口市不燃物中間処理センター建設工事着工
平成19年3月	小郡総合支所資源物ステーション設置
平成19年3月	秋穂総合支所資源物ステーション設置
平成19年4月	秋穂地域で、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集開始
平成19年4月	阿知須地域で、紙パックの分別収集開始

○合併後の山口市の主な取組（つづき）

年月	取組
平成 19 年 4 月	徳地地域で、プラスチック製容器包装の分別収集開始
平成 19 年 4 月	給食残さ堆肥化拡大（小郡地域 4 校）
平成 19 年 4 月	神田一般廃棄物最終処分場事業系搬入制限（年間 8 t）
平成 20 年 4 月	リサイクル可能な古紙類の清掃工場への持込制限実施
平成 20 年 4 月	事業系不燃ごみ搬入制限（年間 4t）
平成 20 年 4 月	金属・小型家電製品の分別収集開始
平成 20 年 6 月	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ持込処理手数料の改定
平成 20 年 6 月	山口市不燃物中間処理センター稼働
平成 20 年 6 月	粗大ごみ戸別収集制度を開始
平成 21 年 4 月	給食残さ堆肥化拡大（山口地域 4 校）
平成 21 年 6 月	徳地総合支所資源物ステーション設置
平成 21 年 12 月	臨時資源物ステーション（山口地域 3 箇所）の開設
平成 22 年 1 月	阿東町合併により、阿東地域の廃棄物処理手数料を山口市に統一
平成 22 年 4 月	阿東地域で、粗大ごみ戸別収集制度開始
平成 22 年 4 月	阿東地域で、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、金属・小型家電製品の分別収集開始
平成 23 年 4 月	徳地地域のごみについて防府市への処理委託を終了し、市施設で処理を開始
平成 23 年 4 月	家庭から排出される灰の資源化を開始
平成 24 年 10 月	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ処理手数料の改定
平成 25 年 4 月	阿知須地域のごみについて宇部市への処理委託を終了し、市施設で処理を開始
平成 25 年 11 月	特定使用済小型家電製品の拠点回収開始
平成 26 年 12 月	臨時資源物ステーション（阿知須総合支所）の開設
平成 27 年 3 月	山口市神田一般廃棄物最終処分場の埋立終了
平成 27 年 10 月	古布の拠点回収を開始（周布町資源物ステーション）
平成 27 年 12 月	家庭系パーソナルコンピュータの拠点回収を開始
平成 28 年 7 月	阿東総合支所資源物ステーションの設置
平成 28 年 10 月	阿知須総合支所資源物ステーションの設置
平成 29 年 4 月	山口市大浦一般廃棄物最終処分場稼働
平成 31 年 4 月	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ持込処理手数料の改定
令和元年 12 月	山口市清掃工場の基幹的設備改良工事により、発電能力が 1,900kw から 3,600kw に向上
令和 2 年 12 月	小型充電式電池、ボタン電池、電子たばこの拠点回収開始
令和 2 年 12 月	パソコン等、小型家電の宅配便回収開始
令和 4 年 4 月	リサイクルプラザの金属・小型家電製品選別ストックヤード稼働
令和 5 年 2 月	廃食用油リサイクル事業終了

○生ごみ処理対策推進事業

家庭から出される生ごみの減量化と再資源化を推進するため、生ごみ処理機と処理容器の購入に対して補助金を交付しています。その実績は、以下のとおりです。

	補助数		
	電動生ごみ処理機	生ごみ処理容器	計
平成 28 年度	39 件	55 件	94 件
平成 29 年度	44 件	56 件	100 件
平成 30 年度	32 件	41 件	73 件
令和元年度	27 件	46 件	73 件
令和 2 年度	51 件	41 件	92 件
令和 3 年度	51 件	57 件	108 件

○資源回収事業（つくし推進事業）

自治会や子ども会などが自主的に実施する集団回収活動に対して、その回収実績に応じて奨励金を交付しています。資源回収事業により回収された資源物の量は以下のとおりです。

	古紙類	布類	金属類	缶類	びん類	計
平成 28 年度	1,394 t	30 t	34 t	54 t	11 t	1,523 t
平成 29 年度	1,257 t	27 t	29 t	50 t	9 t	1,372 t
平成 30 年度	1,112 t	25 t	23 t	47 t	8 t	1,215 t
令和元年度	1,045 t	28 t	24 t	46 t	8 t	1,151 t
令和 2 年度	785 t	19 t	26 t	37 t	5 t	872 t
令和 3 年度	727 t	19 t	25 t	36 t	4 t	811 t

○山口市リサイクルプラザの概要

本施設は、分別収集した資源物を再資源化するための施設であり、資源化部門と啓発部門で構成しています。

資源化部門では、缶類は磁選機によりスチール缶とアルミ缶に選別し、プレス機により圧縮減容しています。びんは、排出時に無色透明、茶色、その他の色に分別されたものをストックヤードにそれぞれ保管しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装は、圧縮梱包機により圧縮形成して搬出しています。古紙類は、排出時に新聞、雑がみ、ダンボール、紙製容器包装に分別されるため、ストックヤードに保管して搬出しています。金属・小型家電製品は、ストックヤードで選別・保管して搬出しています。

啓発部門では、見学者ギャラリー、市民工房、研修活動室、展示・販売コーナー等において、リサイクルや環境問題等に関して市民が気軽に集い、学び、リサイクルが実践できる啓発の場としての機能を持っています。ここを拠点にボランティア団体「やまぐちエコ倶楽部」が、リサイクルアイデア講座、おもちゃの病院、フリーマーケットなどさまざまな事業に取り組んでいます。

施設名称	山口市リサイクルプラザ
所在地	山口市大内御堀 10489 番地 8
処理能力	1.1 t/h (缶)、0.3 t/h (ペットボトル) 2.5 t/h (プラスチック製容器包装)
処理方式	缶類 : 自動選別+圧縮減容 ペットボトル : 圧縮減容 びん・缶 : スtockヤード 332 m ² 古紙類・紙製容器包装 : スtockヤード 1,500 m ² プラスチック製容器包装 : 圧縮梱包 金属・小型家電製品 : スtockヤード 350 m ²
供用開始	平成 9 年 1 月

○資源物拠点回収施設の概要

本市では、市民がごみ分別・リサイクルをしやすい仕組みづくりとして、びん、ペットボトル、古紙等の資源物を市民が各自の都合にあわせて直接持ち込める施設を設置しています。現在、市内全域から持ち込むことができる資源物拠点回収施設として6施設を整備しており、各施設とも24時間利用することができます。

施設名	場所	持込時間	設置年月
山口市周布町 資源物ステーション	山口市周布町 2番1号	年末年始を除き 24時間持込可	平成17年7月
山口市小郡総合支所 資源物ステーション	山口市小郡下郷 609番地3	年末年始を除き 24時間持込可	平成19年3月
山口市秋穂総合支所 資源物ステーション	山口市秋穂東 6570番地	年末年始を除き 24時間持込可	平成19年3月
山口市徳地総合支所 資源物ステーション	山口市徳地堀 1571番地1	年末年始を除き 24時間持込可	平成21年6月
山口市阿東総合支所 資源物ステーション	山口市阿東徳佐中 3417番地2	年末年始を除き 24時間持込可	平成28年7月
山口市阿知須総合支所 資源物ステーション	山口市阿知須 2751番地	年末年始を除き 24時間持込可	平成28年10月

5 収集運搬の現状

(1) 収集区分

本市では、ごみの区分を可燃ごみ、不燃ごみ、金属・小型家電製品、資源物、粗大ごみ、有害ごみの6区分に大別し、収集しています。

収集区分の現状（令和4年4月現在）

		品 目	
分別区分	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木切れ、衣類、革製品、草類、発泡スチロール、ゴム・ビニール製品	
	不燃ごみ	ガラス類、陶器類、焼却灰、硬いプラスチック類（容器包装除く）	
	金属・小型家電製品	金属類及び小型家電製品（家電4品目除く）、自転車、ブラインド	
	資源物	缶（アルミ、スチール）、びん（茶、透明、その他）、ペットボトル、古紙類（新聞、雑がみ、ダンボール、紙パック、紙製容器包装）、プラスチック製容器包装	
	粗大ごみ	指定収集袋に入らない可燃ごみ、1辺が1m以上の不燃ごみ、金属・小型家電製品	
	有害ごみ	蛍光管、乾電池、小型充電式電池、ボタン電池、電子たばこ、スプレー缶、水銀体温計、水銀血圧計	
排出容器	可燃ごみ	可燃ごみ指定収集袋 大45ℓ、中30ℓ、小20ℓ	
	不燃ごみ	大きいものはそのまま、小さいものは透明又は中身の見える半透明な袋	
	金属・小型家電製品	大きいものはそのまま、小さいものは透明又は中身の見える半透明な袋	
	資源物	古紙類	紙ひもで十字に縛って、品目ごとにコンテナ ※紙製容器包装については中身が確認できる状態であれば、紙袋でも可能（紙袋の場合は口を紙ひもで結ぶ）
		缶、びん、ペット	コンテナ
プラ容器		透明又は中身の見える半透明な袋	
排出場所	可燃ごみ 不燃ごみ 金属・小型家電 資源物	集積所	
	粗大ごみ	戸別収集	
	有害ごみ	拠点回収（小郡・阿知須地域は集積所）	

(2) 収集体制

収集体制は、直営の地域と委託の地域に分かれています。

収集体制の現状（令和4年4月現在）

		山口地域	小郡地域	秋穂地域	阿知須地域	徳地地域	阿東地域
資源物直接搬入施設		リサイクルプラザ、資源物ステーション、青江ストックヤード、阿知須清掃センター、阿東クリーンセンター、小郡資源物ストックヤード（缶、びん、ペットボトルのみ可）					
収集体制	可燃ごみ	直営			委託		
	不燃ごみ	委託					
	金属・小型家電製品	委託					
	資源物	直営・委託		直営	委託	直営	委託
	粗大ごみ	直営				委託	
	有害ごみ	直営	委託	直営	委託	直営	委託
収集頻度	可燃ごみ	週2回					
	不燃ごみ	月1回					
	金属・小型家電製品	月1回					
	資源物	古紙類、ペットボトル、缶、びん／月1回 プラスチック製容器包装／週1回					
	粗大ごみ	不定期（戸別収集）					
	有害ごみ	不定期					

6 ごみ処理費用の現状

(1) ごみ処理費用

令和3年度のごみ処理費用は約33億4千万円で、内訳は以下のとおりです。

	収集	処分	計
可燃ごみ	5億7,321万円	16億10万円	21億7,331万円
不燃ごみ	1億8,062万円	4億5,775万円	6億3,837万円
資源物	2億8,352万円	2億4,828万円	5億3,180万円
合計	10億3,735万円	23億613万円	33億4,348万円

(2) ごみ処理原価

令和3年度のごみ処理費用の1トン当たりの原価は以下のとおりです。

	収集	処分	計
可燃ごみ	18,266円	27,681円	45,947円
不燃ごみ	67,194円	90,770円	157,964円
資源物	34,584円	30,285円	64,869円

(3) 廃棄物処理手数料

令和3年度の廃棄物処理手数料収入は約4億3千万円で、ごみ処理費用に対する割合は12.8%です。

	手数料収入	処理経費に対する割合
可燃ごみ指定収集袋手数料	1億5,103万円	4.5%
可燃ごみ持込処理手数料	2億5,738万円	7.7%
不燃ごみ持込処理手数料	1,566万円	0.5%
粗大ごみ収集処理手数料	497万円	0.1%
合計	4億2,904万円	12.8%

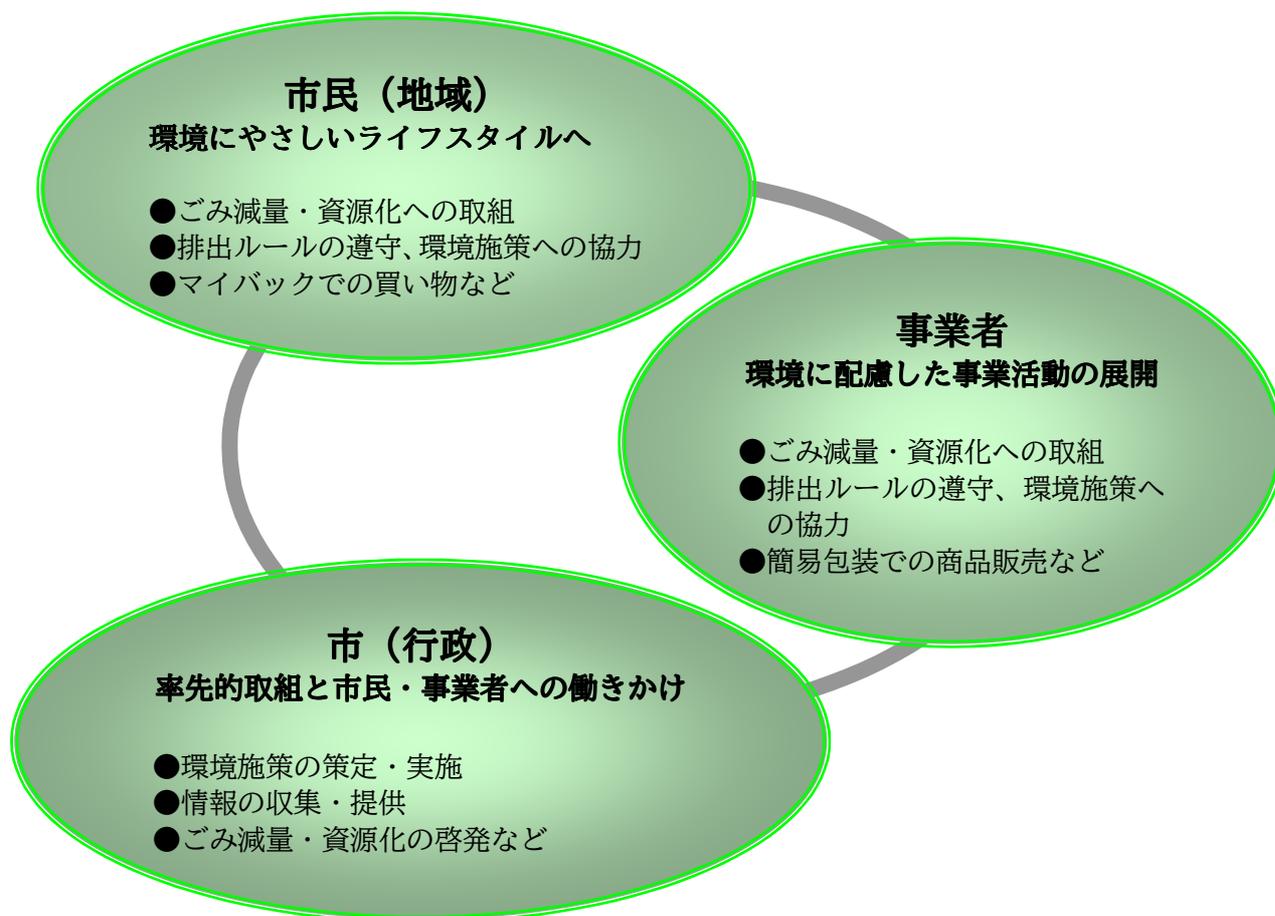
第2章 基本理念・基本方針・目標

1 基本理念

本市では、限りある資源を有効活用し、環境負荷の小さい循環型都市を構築することを目指し、安定的かつ継続的なごみ処理体制を確立していく必要があります。そのためには、誰もがごみ減量と資源化を自分自身の課題として強く認識し、それぞれの立場で実践していかなければなりません。

そこで、市民（地域）・事業者・市（行政）が協働し、自然と調和した真に豊かで快適な市民生活の実現を図るため、一般廃棄物処理基本計画における基本理念を「みんなで作る循環型のまち山口」とし、循環型社会を目指す施策を展開していきます。

みんなで作る循環型のまち山口



2 基本方針

以下の基本方針を定め、基本理念「みんなで作る循環型のまち山口」の実現に努めていきます。

(1) ごみ排出量の抑制（リデュース・リユース）

ごみの排出者である市民・事業者が、ごみの減量に対する理解と関心を深め、発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に自主的に取り組み、ごみをなるべく出さない社会づくりを推進します。

(2) 分別・リサイクルの推進（リサイクル）

資源の再生利用（リサイクル）を推進するため、家庭・事業所における排出段階での徹底した分別を進めるとともに、効果的で効率的なリサイクルを推進します。

(3) 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進

環境負荷低減に配慮したごみ処理を行うため、処理施設の適正な管理運営を行うとともに、施設の機能維持とライフサイクルコスト削減を踏まえた計画的な整備を推進します。

リデュース [REDUCE] ごみを減らそう

- ひとつのものを長く使う、無駄なものを買わない等によりごみの発生と排出を抑制します。

リユース [REUSE] 繰り返し使おう

- 不要になったものを必要な人に譲ったり、ボトルを詰め替え式にして何度も利用するといった再使用を行います。

リサイクル [RECYCLE] 再び資源として利用しよう

- ごみになる場合には分別して、再生できるものは資源として再生利用します。

3 ごみ減量・資源化目標

計画期間の最終年度である令和9（2027）年度に向けて、基本方針ごとに以下の目標を定め、ごみ減量・資源化を推進します。

（1）ごみ排出量の抑制に関する目標

- 1人1日当たりごみ排出量を1,010g以下とします。
- 1人1日当たり家庭系ごみ排出量を633g以下とします。

	平成28年度 (2016年度) (実績)	令和3年度 (2021年度) (実績)	令和9年度 (2027年度) (目標)
1人1日当たりごみ排出量(B/A/365)	1,060 g	1,037 g	1,010 g
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(C/A/365)	686 g	671 g	633 g
収集人口(A)	193,946 人	189,814 人	181,408 人
ごみ総排出量(B)	75,033 t	71,858 t	66,844 t
家庭系ごみ排出量(C)	48,592 t	46,507 t	41,938 t

（2）分別・リサイクルの推進に関する目標

- リサイクル率（熱回収を含む）を33.8%以上とします。
- ごみ総排出量に対する資源物の割合を11.9%以上とします。

	平成28年度 (2016年度) (実績)	令和3年度 (2021年度) (実績)	令和9年度 (2027年度) (目標)
リサイクル率（熱回収含む）(A/C)	31.0%	33.6%	33.8%
ごみ総排出量に対する資源物の割合(B/C)	13.8%	12.4%	11.9%
資源化量（熱回収含む）(A)	23,291 t	24,156 t	22,602 t
資源物量(B)	10,361 t	8,935 t	7,945 t
ごみ総排出量(C)	75,033 t	71,858 t	66,844 t

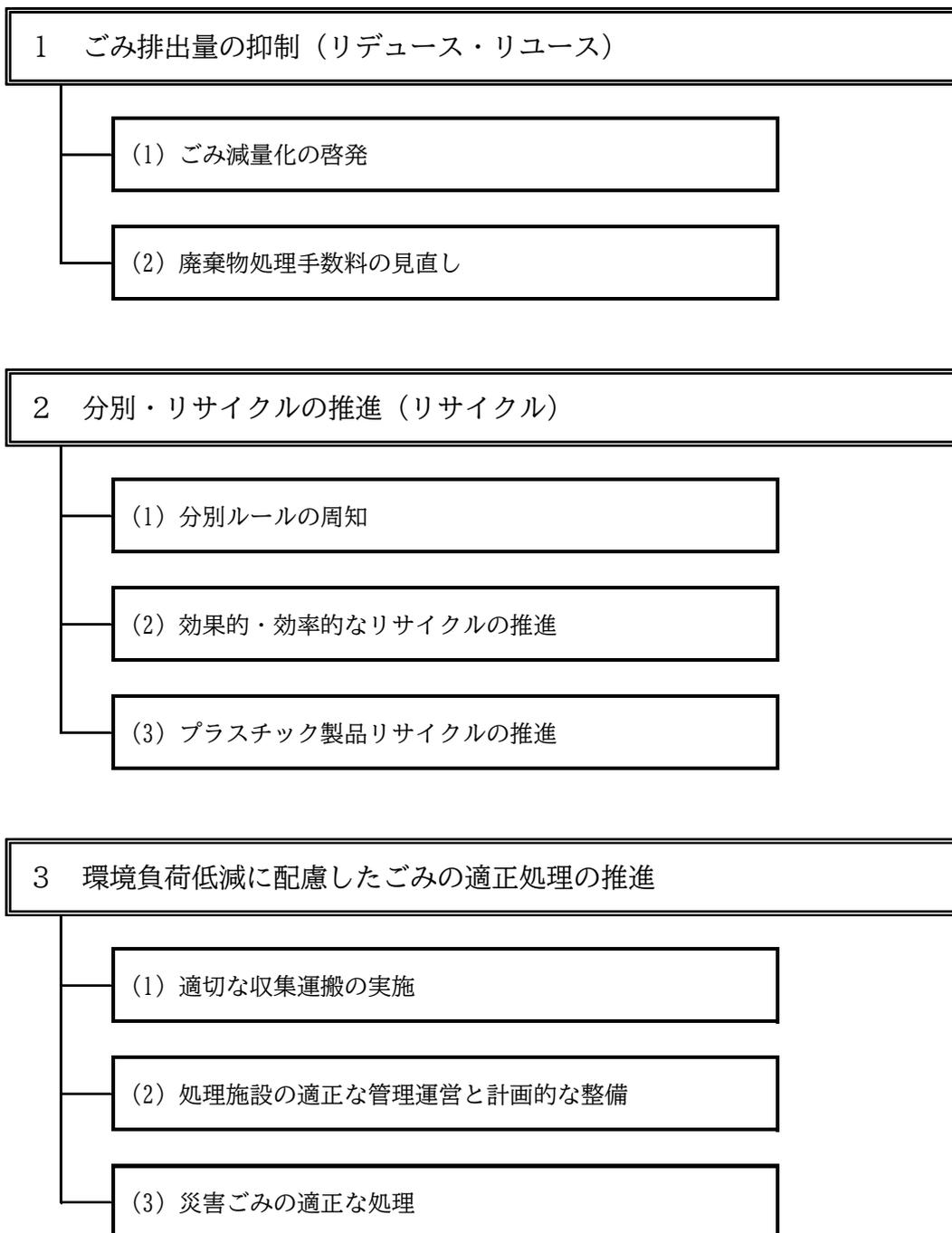
(3) 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進に関する目標

- 1人当たり埋立処分量を13.6kg以下とします。

	平成28年度 (2016年度) (実績)	令和3年度 (2021年度) (実績)	令和9年度 (2027年度) (目標)
1人当たり埋立処分量(B/A)	13.7kg	17.1kg	13.6kg
収集人口(A)	193,946人	189,814人	181,408人
埋立処分量(B)	2,654t	3,255t	2,459t

第3章 目標実現のための施策

目標を達成するための施策について、次のとおり体系的に整理し、取り組んでいきます。



1 ごみ排出量の抑制

(1) ごみ減量化の啓発

ごみの減量化を進めていくためには、市民や事業所がリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）に加えて、リフューズ（使い捨て製品を断ること）にも自発的に取り組んでいく必要があります。

リサイクルプラザを活動拠点としているボランティア団体「やまぐちエコ倶楽部」への委託事業（広報活動、各種講座・展示・イベントの開催等）や、市職員によるごみ分別出前講座においてごみ減量化の啓発を行います。

ごみ処理の現場を見てもらうことで、ごみ減量への関心と理解を深める機会とするため、市民を対象にごみ処理施設の見学受入れを行います。

将来を担う子どもたちへの環境教育として、小学4年生を対象とした環境副読本「あいらぶ山口」を各小学校に配布し、授業で活用します。

生ごみの減量化、堆肥化を図るため、家庭での生ごみ処理機等の購入補助を行います。

「山口市食品ロス削減推進計画（第4章）」に基づき、食品ロスの削減を推進します。

(2) 廃棄物処理手数料の見直し

ごみ排出者に対して求める費用負担の見直しについては、ごみの排出抑制効果や排出量に応じた費用負担の公平性確保の観点から、総合的に検討を行います。また、あわせて、可燃ごみ指定収集袋の大きさ（※）について、サイズの縮小などを検討します。

※指定収集袋の大きさ…大：45リットル、中：30リットル、小：20リットル

2 分別・リサイクルの推進

(1) 分別ルールの周知

リサイクルを推進するためには、排出者によるごみの分別が必要不可欠であり、分別が不十分だと市による選別作業に多くの経費を要することとなるため、ごみの分別や排出方法について積極的に情報発信し、ごみ分別の推進を図ります。

情報発信については、「ごみ・資源収集カレンダー」をわかりやすく編集し、全戸配布するとともに、広報誌や市ウェブサイトなどの媒体を効果的に活用します。また、「山口市 LINE 公式アカウント」によるごみ検索機能、ごみ分別アプリ「さんあーる」、「ごみ情報ダイヤル」の周知を図るとともに、外国人や学生に対する効果的な周知方法について検討します。

事業者に対しては、啓発パンフレットを配布するとともに、清掃工場へのごみ持込時に検査を行い、適正排出の指導を適宜行います。

(2) 効果的・効率的なりサイクルの推進

ごみの分別基準やリサイクルする品目については、時代のニーズや費用対効果を踏まえた効果的で効率的なりサイクルへの見直しを検討します。

地域のボランティア団体が取り組まれている資源物の集団回収（つくし推進事業）について、支援の在り方を検討していきます。

事業者の自主回収などにより、民間での資源化ルートが確立されているものについては、市民への周知を積極的に行い、民間ルートの活用を図ります。

ペットボトルについて、半永久的にペットボトルへ繰り返しリサイクルされる水平リサイクルを推進します。

(3) プラスチック製品リサイクルの推進

令和4年4月1日にプラスチック資源循環促進法が施行されたことに伴い、これまで容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行ってきたプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック製品についても市区町村が分別収集・リサイクルするよう努めることとなりました。プラスチック製品の分別収集の基準や収集体制などについて、具体的な検討を進めていきます。

3 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進

(1) 適切な収集運搬の実施

家庭系ごみの収集運搬については、効率性、安全性、衛生面等を考慮し、適切な運搬を実施します。

分別ルール、収集量、市民ニーズなどの状況の変化に合わせて、収集体制や収集頻度の見直しを適宜検討します。また、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な市民に対する収集方法を検討していきます。

ごみ集積所については自治会等が管理しており、ごみ集積施設の設置補助などの支援を継続するとともに、ごみ出し支援の一環として、地域の特性に応じた設置要件の弾力的な運用について検討していきます。

(2) 処理施設の適正な管理運営と計画的な整備

処理施設の管理については、国が定める維持管理基準に基づき、環境負荷軽減に配慮した適正な運営を行うとともに、焼却において発生する熱エネルギー等の有効活用を図ります。

施設の機能が維持されるよう設備等の適切な維持管理を行うとともに、施設の建設から稼働、廃止に至るまでのライフサイクルコストの削減を踏まえて、施設の長寿命化や更新などの計画的な整備を実施します。

清掃工場（平成10年竣工）については、これまで電気機械設備等の長寿命化工事を実施してきましたが、老朽化への対応に向けて、更なる長寿命化又は建て替えといった施設整備の方向性を検討します。

処理施設について、更なる効率的かつ安定的な管理運営を図るため、包括運営委託を含め、効果的な委託方法を検討します。

(3) 災害ごみの適正な処理

地震や台風などの災害発生時において、迅速かつ確実に山口市災害廃棄物処理計画や初動マニュアルに基づいた行動がとれるよう、職員を対象に研修会を実施します。また、災害時に関係機関と迅速な連携がとれるよう、日頃から意思疎通を図ります。

計画やマニュアルについては内容の見直しを随時行い、継続的に維持改善していきます。

第4章 食品ロス削減推進計画

(本計画に盛り込む個別計画)

1 計画の目的

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。日本国内の食品ロス量は令和2年度の推計で522万トンとされており、この量は国民1人1日あたり茶碗約1杯のご飯に近い量に相当します。

こうした中、国では、「食品ロス量を令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度の980万トンから489万トンに半減させる」、「令和7（2025）年度までに、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を80%以上とする」という2つの目標を設定しています。さらに、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法において、市町村に対して市町村食品ロス削減推進計画を策定するよう求めています。

また、山口県では令和3年3月に策定された山口県循環型社会形成推進基本計画の中に山口県食品ロス削減推進計画を盛り込み、食品ロスの削減を推進しています。

そこで、このたび本市の食品ロス削減の取組を推進するため、山口市食品ロス削減推進計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する、市町村食品ロス削減推進計画として位置づけます。

3 計画期間

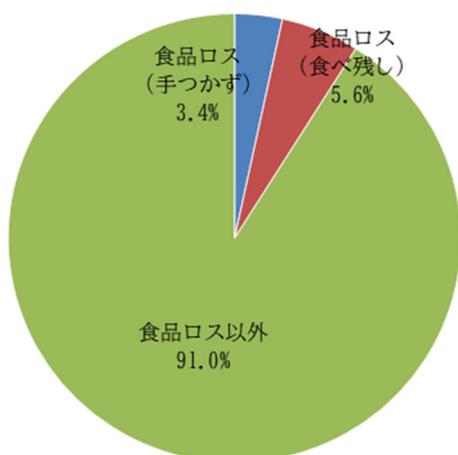
本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

4 本市における食品ロスの現状

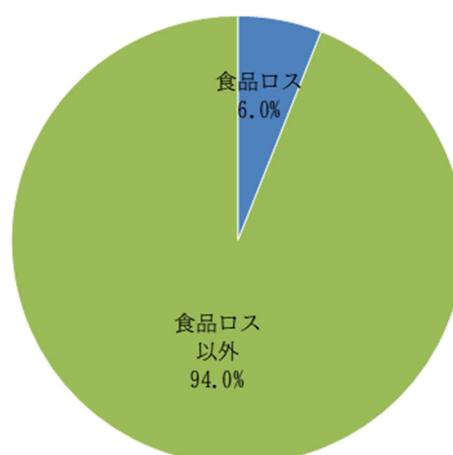
(1) 可燃ごみに占める食品ロスの割合

令和3年度に実施した実態調査では、家庭系可燃ごみ全体のうち食品ロスは9.0%を占めており、全く手つかずの食品は全体の3.4%でした。
一方、事業系可燃ごみのうち食品ロスは6.0%を占めていました。

家庭系可燃ごみに占める割合

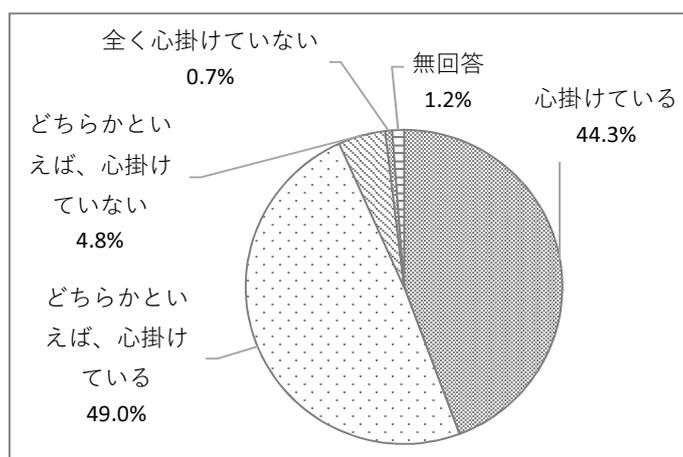


事業系可燃ごみに占める割合



(2) 消費者の意識の現状

令和3年度に実施した「環境に関する市民アンケート」において、食品ロスの削減を心掛けている又はどちらかといえば心掛けている人の割合は93.3%でした。



5 基本方針と目標

(1) 基本方針

市民が食品ロス削減の必要性を認識し、自発的に食品ロス削減行動を起こすことができるよう普及啓発に努め、社会全体で食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ることで食品ロス削減を進めます。

(2) 目標

本計画の目標は、国の目標を踏まえ、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合80%以上」とします。

6 目標実現のための施策

(1) 食品ロス削減に向けた普及啓発

小学生の授業で使用している環境副読本「あいらぶ山口」を活用し、食品ロス削減についての理解を深めるための環境学習を推進します。

また、各種広報媒体や講座を通じて、市民や事業者が自主的に取り組める活動（宴会での3010運動、外食時の持ち帰り、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」など）の普及啓発を行います。

(2) 事業者や団体の活動支援

山口県や本市も参画する山口県食品ロス削減推進協議会と連携し、まだ食べられる食品を集めて福祉施設や団体などに寄付する「フードバンク活動」などを支援します。

(3) 情報の収集及び調査・研究

先進的な取組や優良事例等を収集し、情報発信に努めるとともに、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査・研究を行います。

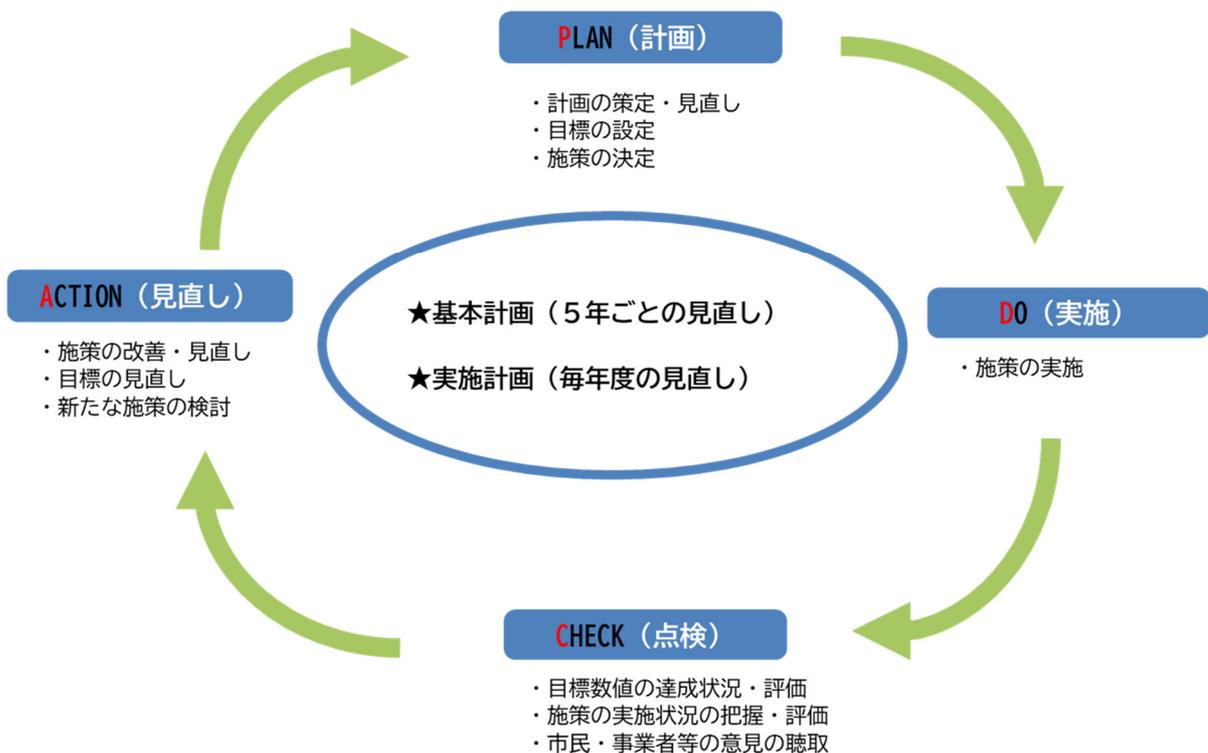
第5章 計画の進行管理

1 達成状況の評価と見直し

ごみの減量・資源化及び適正処理を確実に実施していくため、計画の達成状況について毎年度評価を行い、次年度の実施計画に適切に反映させます。なお、毎年度の計画の達成状況については、「主要な施策の成果報告書（まちづくり達成状況報告書）」において評価し、山口市ウェブサイトで公表します。

また、本計画策定の前提となった諸条件に大きな変動があった場合には、計画期間の途中であっても見直しを行います。

PDCAサイクルによる継続的な計画の達成



第3編 生活排水処理基本計画
第1章 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系

生活排水とは、し尿（トイレに排出した排泄物等）及び生活雑排水（台所や風呂、洗濯水等、トイレ以外で排出した汚水）のことです。下のイラストでは、一般家庭を例として、1人1日当たりのBOD^{※1}負荷量40g（下表参照）がどのように処理され、公共用水域に排水されているかを示しています。



※1 BODとは、微生物（好気性微生物）が水の中の有機物（汚れの原因）を分解するのに使用した酸素の量のことです。有機物による水の汚れを示す代表的な指標。水の中の有機物の量が多ければBODの数値も高くなり「より汚れた水」といえます。

1人1日当たりの生活排水の標準的な水量と水質

排水源		汚水量 (L/人・日)	BOD	
			負荷量 (g/人・日)	濃度 (mg/L)
生活 雑排水	便水	50	13	260
	便所	30	18	600
	洗濯	40	9	75
	風呂	50		
	洗面	20		
掃除雑用	10			
計		200	40	935

（財）日本環境整備教育センター編さん「浄化槽の維持管理」から引用

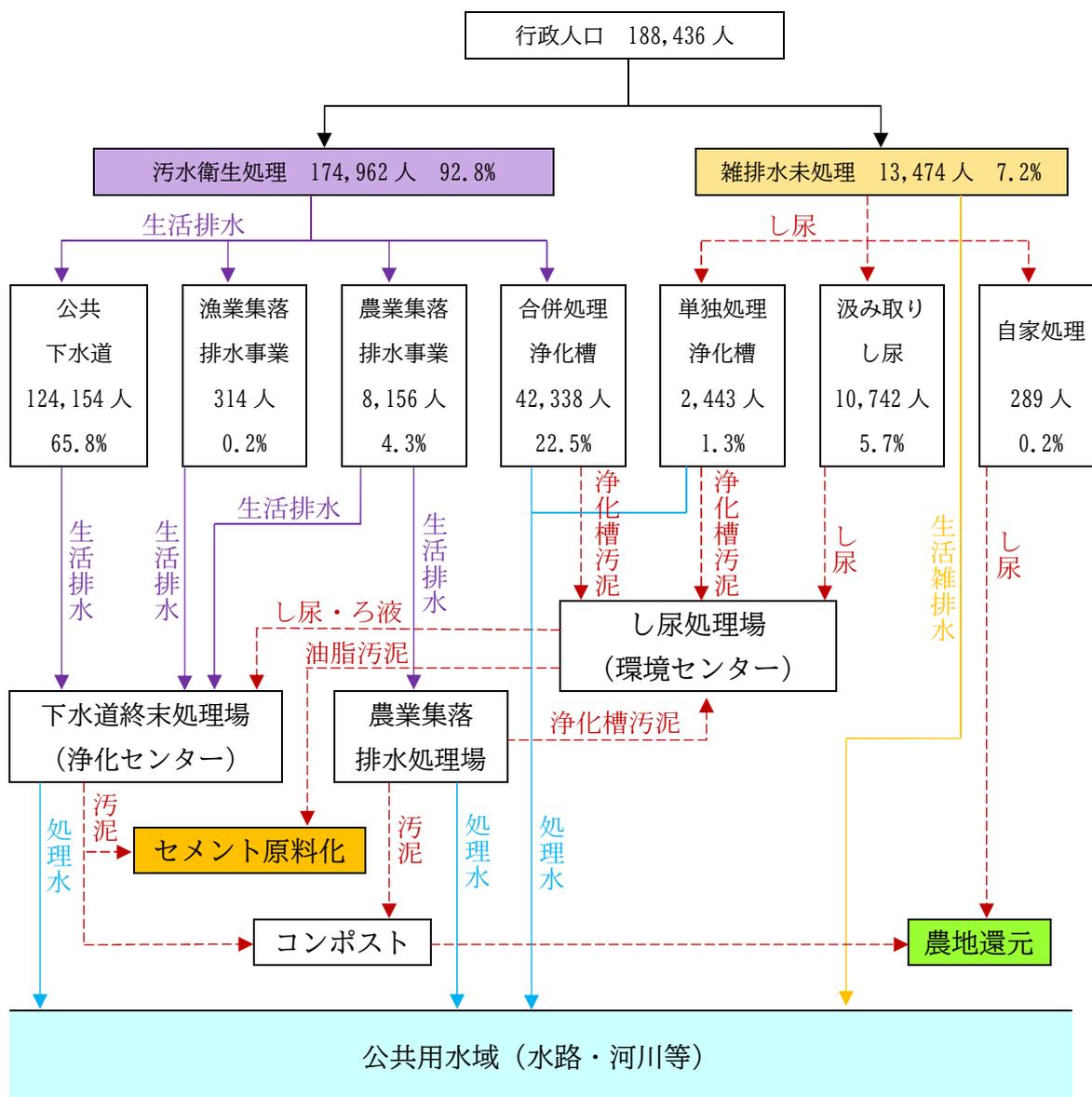
生活排水処理には、イラスト右側の集合処理（公共下水道や農業・漁業集落排水）施設や合併処理浄化槽といった生活排水を全て処理するものと、左側の単独処理浄化槽や汲み取り式トイレといった、し尿だけを処理し、生活雑排水を未処理のまま放流するものがあります。

また、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽の処理過程で残された浄化槽汚泥、汲み取り式トイレから回収したし尿（汲み取りし尿）は、し尿処理施設へ搬出されています。

一部の汲み取り式トイレでは自家処理といった、農地に利用（農地還元）している場合もあります。



令和3年度 生活排水処理体系図



※ 平成28年度から、環境センターに集められたし尿・浄化槽汚泥は、前処理を行ったうえで、下水道終末処理場（山口浄化センター）へ圧送し、公共下水道の汚水と合わせて共同処理を行っています。

本計画においては、上記の図のとおり公共下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽による処理を「**汚水衛生処理**」とし、単独処理浄化槽やし尿汲み取り、自家処理など、し尿だけの処理を「**雑排水未処理**」とします。

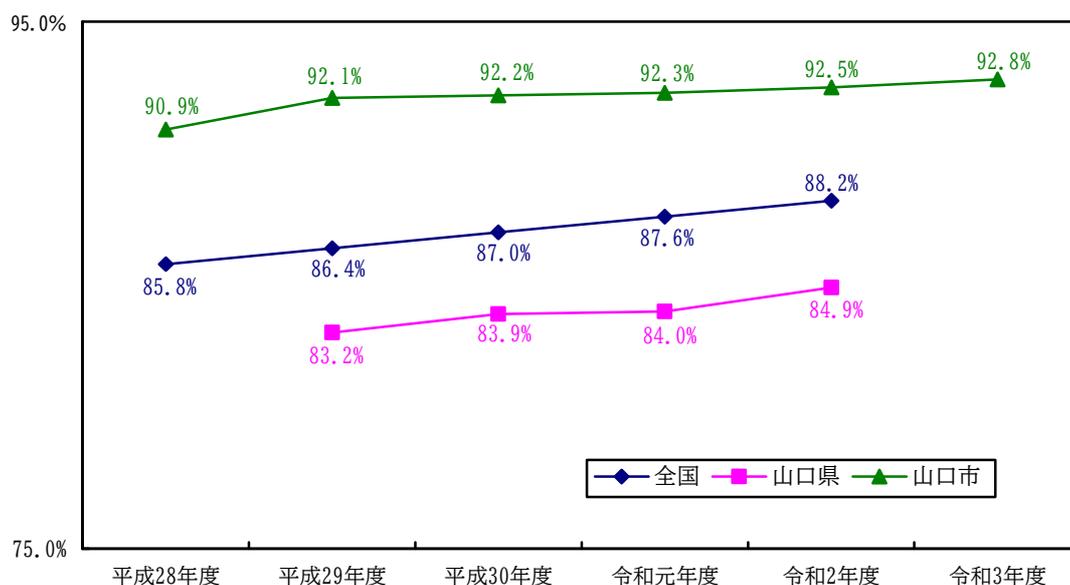
本市においては、公共下水道や農業・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置補助、未接続家屋への普及活動により、汚水衛生処理を推進していますが、行政区域内人口の7.2%の生活雑排水は未処理のまま公共用水域へ放流されています。

2 生活排水処理実績

本市の生活排水処理形態別人口の推移は次表のようになっており、汚水衛生処理人口^{※1}は年々増加し、令和3年度の汚水衛生処理率^{※2}は92.8%となっています。

なお、公表されている令和2年度実績で比較すると、全国88.2%、山口県84.9%に対し、山口市92.5%と全国・県の率を上回っています。

汚水衛生処理率の推移



※令和3年度の山口県及び全国の数値は未公表

生活排水形態別人口実績（年度末人口）

年度	汚水衛生処理人口				雑排水未処理人口 ^{※1}				行政区域内人口
	公共下水道	農業漁業	合併浄化槽	計	単独浄化槽	し尿汲取	自家処理	計	
平成28年度	119,918人	9,048人	46,160人	175,126人	2,628人	14,477人	461人	17,566人	192,692人
平成29年度	120,959人	8,898人	46,769人	176,626人	2,602人	12,137人	411人	15,150人	191,776人
平成30年度	122,065人	8,793人	45,451人	176,309人	2,578人	11,854人	388人	14,820人	191,129人
令和元年度	123,090人	8,708人	43,844人	175,642人	2,542人	11,799人	385人	14,726人	190,368人
令和2年度	123,577人	8,668人	43,192人	175,437人	2,517人	11,324人	322人	14,163人	189,600人
令和3年度	124,154人	8,470人	42,338人	174,962人	2,443人	10,742人	289人	13,474人	188,436人

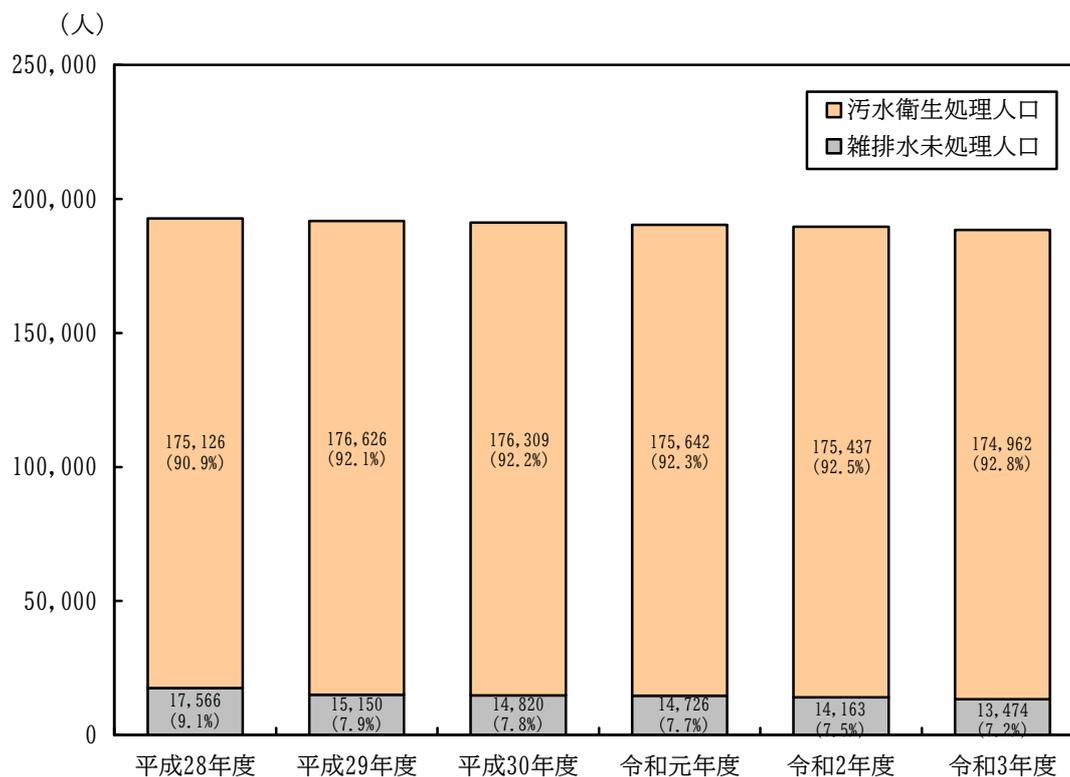
※1 本計画においては、公共下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽の人口をまとめて汚水衛生処理人口とし、単独処理浄化槽、し尿汲み取り、自家処理の人口をまとめて雑排水未処理人口としています。

※2 汚水衛生処理率は、行政区域内人口に対する汚水衛生処理人口の割合を表す指標です。

生活排水形態別人口割合実績（年度末人口）

年度	污水衛生処理人口				雑排水未処理人口				行政区域内人口
	公共下水道	農業漁業	合併浄化槽	計	単独浄化槽	し尿汲取	自家処理	計	
平成28年度	62.2%	4.7%	24.0%	90.9%	1.4%	7.5%	0.2%	9.1%	100.0%
平成29年度	63.1%	4.6%	24.4%	92.1%	1.4%	6.3%	0.2%	7.9%	100.0%
平成30年度	63.9%	4.6%	23.8%	92.2%	1.3%	6.2%	0.2%	7.8%	100.0%
令和元年度	64.7%	4.6%	23.0%	92.3%	1.3%	6.2%	0.2%	7.7%	100.0%
令和2年度	65.2%	4.6%	22.8%	92.5%	1.3%	6.0%	0.2%	7.5%	100.0%
令和3年度	65.8%	4.5%	22.5%	92.8%	1.3%	5.7%	0.2%	7.2%	100.0%

生活排水形態別人口・割合実績（年度末人口）

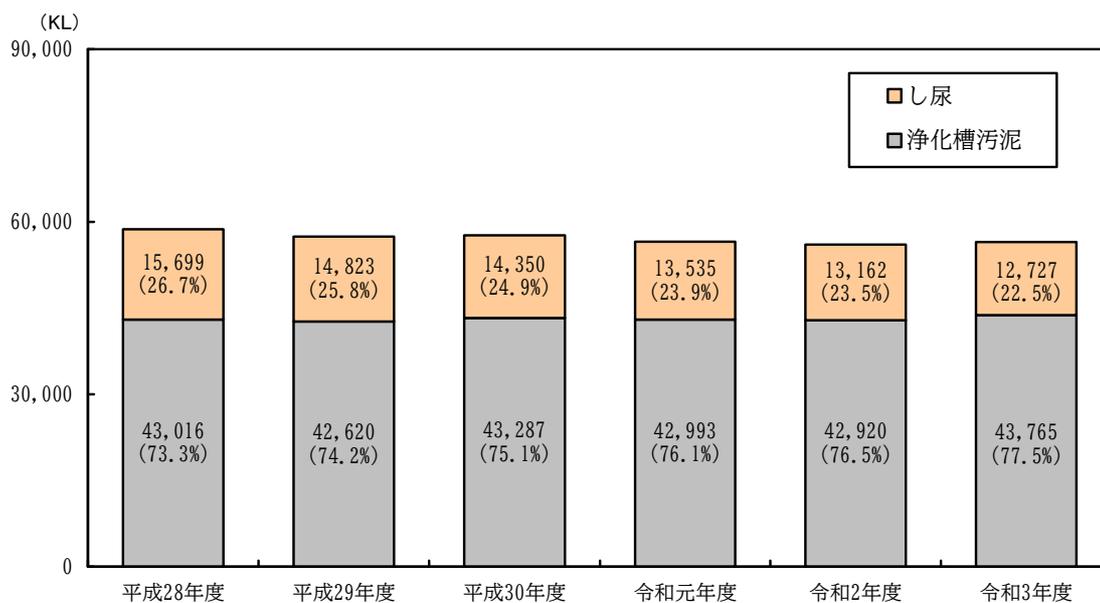


し尿処理場における、し尿及び浄化槽汚泥の処理実績は以下のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理実績（年度末）

年度	処理量 ^{※1}			収集割合	
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥
平成28年度	15,699 kL	43,016 kL	58,715 kL	26.7%	73.3%
平成29年度	14,823 kL	42,620 kL	57,443 kL	25.8%	74.2%
平成30年度	14,350 kL	43,287 kL	57,637 kL	24.9%	75.1%
令和元年度	13,535 kL	42,993 kL	56,528 kL	23.9%	76.1%
令和2年度	13,162 kL	42,920 kL	56,082 kL	23.5%	76.5%
令和3年度	12,727 kL	43,765 kL	56,492 kL	22.5%	77.5%

※1 上記処理量は防府市に処理委託している徳地地域分を含みます。



し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少傾向となっています。

なお、浄化槽汚泥には集落排水処理施設から発生する汚泥も含まれます。

し尿処理量の減少は、公共下水道や農業・漁業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の普及によるものと考えられます。

また、浄化槽汚泥処理量の減少は、し尿処理と同様に、公共下水道等への接続によるものや人口減少などによるものと考えられます。

3 生活排水処理施設

生活排水処理施設の概要は以下のとおりです。

(1) 公共下水道処理施設

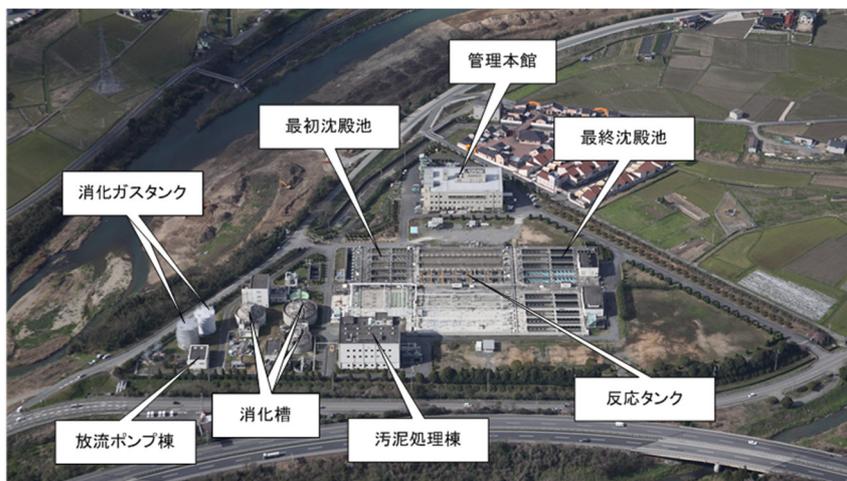
公共下水道の処理施設として、市内5箇所以下のとおり終末処理場があり、公共下水道へ接続された一般家庭及び事業所からの生活排水を処理しています。

公共下水道処理施設

名称	所在地	処理開始	計画処理能力
山口浄化センター	山口市黒川8番地	昭和56年12月	50,000m ³ /日
小郡浄化センター※	山口市小郡令和二丁目2番1号	昭和57年4月	13,000m ³ /日
秋穂浄化センター	山口市秋穂西2650番地	平成17年4月	2,000m ³ /日 (漁業集落排水を含む)
川西浄化センター	山口市深溝1247番地	平成20年6月	2,850m ³ /日 (農業集落排水を含む)
阿知須浄化センター	山口市阿知須10509番地9	平成7年3月	5,300m ³ /日

※1 小郡浄化センターは高級処理の処理開始年を記載しています。当初の中級処理開始は昭和42年8月です。

※2 計画処理能力は、将来の推計人口を基に算定した全体計画区域内の汚水を処理するために必要な処理能力を記載しています。



山口浄化センター

(2) 農業・漁業集落排水処理施設

農業・漁業集落排水の処理施設として、市内7箇所以下のおり処理場があり、農業・漁業集落排水へ接続された一般家庭等からの生活排水を処理しています。

農業・漁業集落排水処理施設

名称	所在地	処理開始	処理能力
仁保下郷地区排水処理場	山口市仁保下郷 1907 番地	平成 8 年 4 月	468m ³ /日
名田島地区排水処理場	山口市名田島 2953 番地 5	平成 10 年 11 月	746m ³ /日
仁保上・中郷地区排水処理場	山口市仁保下郷 3039 番地 1、2	平成 12 年 10 月	816m ³ /日
二島東・宮之旦地区排水処理場	山口市秋穂二島 7952 番地 1	平成 16 年 10 月	168m ³ /日
秋穂西地区排水処理場	山口市秋穂東 6864 番地 1	平成 4 年 4 月	416m ³ /日
大海地区排水処理場	山口市秋穂東 2463 番地 2	平成 7 年 9 月	324m ³ /日
島地浄化センター	山口市徳地島地 1478 番地 1	平成 6 年 5 月	373m ³ /日

※ 長浜地区（漁集）は秋穂浄化センター、川西地区（農集）は川西浄化センターに接続し、公共下水道の汚水と共同処理を行っています。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は公共下水道事業計画区域及び農業・漁業集落排水事業採択区域以外の地域での有効な生活排水処理施設です。本市では平成2年度から新規設置のほか、既存のし尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から切り替えて設置する場合は、合併処理浄化槽の設置費用の一部に対して補助金を交付しています。

各年度末の合併処理浄化槽設置基数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
10,549 基	10,719 基	10,763 基	10,823 基	10,857 基	10,934 基

(4) し尿処理施設

し尿汲み取り便槽から汲み取られた「し尿」及び集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する「浄化槽汚泥」などについては、し尿処理施設である環境センターで、し渣（ゴミ等）や油脂を取り除く前処理を行ないます。

浄化槽汚泥は油脂分離設備で汚泥とろ液に分離し、汚泥はセメント原料化を行い、資源化に寄与しています。

ろ液は、し尿と混合・希釈し、下水処理施設である山口浄化センターへ圧送し、公共下水道の汚水と合わせて共同処理を行なっています。

※ 徳地地域から発生した「し尿・浄化槽汚泥」は、防府市に処理を委託しています。

し尿処理施設概要

名称	山口市環境センター
所在地	山口市小郡上郷 12200 番地
竣工	昭和 56 年 9 月 平成 28 年 4 月から共同処理開始
処理方式	共同処理 (前処理 + 下水道施設圧送)
圧送能力	525 m ³ /日

4 生活排水処理の現状

河川等の水質汚濁の原因は、生活排水がほとんどを占めていると言われており、生活排水の処理を促進するために、本市では以下のとおり生活排水の処理に取り組んでいます。

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、地域住民の最も基本的で身近な生活環境を改善するとともに、河川等の公共用水域の水質を保全することを目的としています。事業に着手して以来、着実に普及拡大を図っています。なお、令和3年度末における公共下水道の水洗化率は96.8%となっています。

令和3年度末 公共下水道の水洗化状況

処理区	処理区域面積	処理区域内人口	水洗化人口	水洗化率	未接続率	供用開始
山口処理区	2,428ha	92,030人	89,245人	97.0%	3.0%	昭和56年12月
小郡処理区	773ha	25,633人	25,307人	98.7%	1.3%	昭和42年8月
秋穂処理区	88ha	1,931人	1,655人	85.7%	14.3%	平成17年4月
川西処理区	95ha	2,778人	2,211人	79.6%	20.4%	平成21年3月
阿知須処理区	202ha	5,909人	5,736人	97.1%	2.9%	平成7年4月
合計	3,586ha	128,281人	124,154人	96.8%	3.2%	—

※未接続率：公共下水道の供用が開始された区域内で、当該下水道施設を使用（接続）していない人口の割合

(2) 農業・漁業集落排水事業

農業・漁業集落排水事業は農業集落や漁業集落を対象に、し尿や生活雑排水を処理する集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、農業・漁業集落における生活環境の向上と海や川の水質保全を目的としており、本市では、これまでに10地区において事業を実施し供用しています。なお、本市の農業・漁業集落排水事業の整備は完了しています。

令和3年度末における農業・漁業集落排水の水洗化率は94.7%となっています。

令和3年度末 農業・漁業集落排水の水洗化状況

地域	地区 (農集・漁集)	処理区域内 人口	水洗化人口	水洗化率	未接続率※	供用開始
仁保	仁保下郷地区 (農集)	996人	986人	99.0%	1.0%	平成8年4月
	仁保中郷地区 (農集)	1,427人	1,379人	96.6%	3.4%	平成12年10月
陶、名田 島	名田島地区 (農集)	1,325人	1,272人	96.0%	4.0%	平成10年11月
秋穂二島	二島東地区 (農集)	254人	246人	96.9%	3.1%	平成16年10月
	長浜地区 (漁集)	354人	314人	88.7%	11.3%	平成17年4月
嘉川、佐 山	川西地区 (農集)	2,635人	2,389人	90.7%	9.3%	平成20年6月
秋穂	秋穂西地区 (農集)	753人	752人	99.9%	0.1%	平成4年4月
	大海地区 (農集)	767人	720人	93.9%	6.1%	平成8年4月
	宮之旦地区 (農集)	103人	89人	86.4%	13.6%	平成16年10月
徳地	島地地区 (農集)	334人	323人	96.7%	3.3%	平成6年5月
合 計		8,948人	8,470人	94.7%	5.3%	—

※未接続率：農業・漁業集落排水施設の供用が開始された区域内で、当該下水道施設を使用（接続）していない人口の割合

(3) 合併処理浄化槽

単独処理浄化槽は、衛生的な生活環境を実現するため、高度経済成長期にトイレの水洗化を目的として急速に普及しましたが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域へ放流され、水質汚濁の原因の一つになっていることから、平成12年の浄化槽法改正（平成13年施行）により、新規設置が原則として禁止されました。

こうしたことから、合併処理浄化槽は、トイレの水洗化に加え、生活雑排水も処理することができるほか、今後迎える人口減少社会にも対応できる効率的かつ経済的な汚水処理施設として全国的に普及が拡大しています。

○合併処理浄化槽設置補助

本市では、公共下水道事業計画区域及び農業・漁業集落排水事業採択区域以外の地域に設置する合併処理浄化槽の設置費用の一部に対して、平成2年度から補助金を交付しています。補助金を受けて設置された各年度末の合併処理浄化槽の基数は以下のとおりです。

合併処理浄化槽設置補助実績

年 度	人槽区分			計
	5人槽	7人槽	10人槽	
平成28年度	115基	48基	7基	170基
平成29年度	126基	43基	5基	174基
平成30年度	96基	33基	2基	131基
令和元年度	89基	43基	3基	135基
令和2年度	91基	24基	4基	119基
令和3年度	113基	24基	1基	138基



浄化槽設置イメージ図

出典：全国浄化槽推進市町村協議会

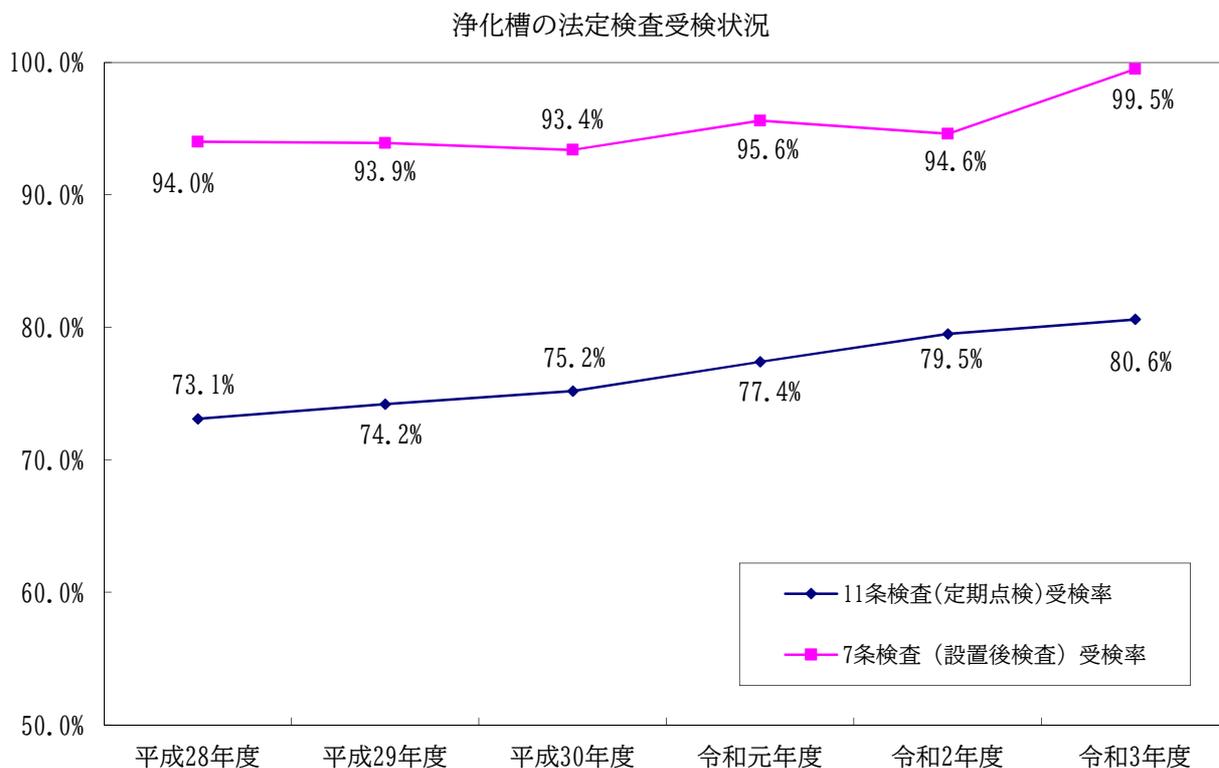
○浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽は、有効な生活排水処理施設ですが、維持管理が適正に行われなかった場合には、生活排水の処理が滞り、周辺環境へ重大な影響を与えることになります。

そのため、浄化槽法に基づく適正な維持管理や、義務付けられている各種検査を確実に実施する必要があります。

本市においては、浄化槽法第7条に基づき設置後に実施することが義務付けられている水質検査の受検率は、令和3年度末現在で、99.5%と高い比率を維持しています。

一方で同法第11条に基づき毎年一回実施することが義務付けられている定期検査の受検率は、令和3年度末現在で80.6%となっており、約2割の浄化槽は法定検査を受検していない状況ですが、近年、受検率は向上しています。



○大型浄化槽の適正な維持管理及び老朽化対策

201人槽以上の大型の合併処理浄化槽については、使用開始後30年以上経過したものが多く、老朽化が進んでいるものもあります。一般的に本体構造の耐用年数は50年程度と言われていますが、機器設備（ブロワ、ポンプ）の耐用年数が短いこともあり、管理者は施設の適正な維持管理に努めるとともに、将来の施設更新に向けた準備を計画的に行っていく必要があります。

なお、本市では、下水道全体計画区域外の地域における戸建専用住宅団地の生活雑排水を集合処理する、築後30年以上経過した100人槽以上の合併処理浄化槽について、その改築整備費用の一部に対して補助金を交付する制度を平成26年度に創設しました。

令和3年度末 201人槽以上の住宅系浄化槽

設置場所	処理対象 人数	使用開始年度
山口市下小鯖	925人	昭和53年度
山口市下小鯖	2,300人	昭和54年度
山口市下小鯖	490人	昭和59年度
山口市大内長野	320人	昭和59年度
山口市陶	315人	昭和60年度
山口市江崎	310人	平成2年度
山口市陶	260人	平成2年度
山口市黒川	625人	平成4年度

※農業・漁業集落排水施設は除いています。

（令和3年度 山口環境保健所 山口保健所調べから抜粋）

第2章 基本方針及び目標

1 基本方針

本市では、公共下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽など各整備手法の特徴や地域特性に応じて、生活排水処理施設の整備に努めてきました。

これまでの整備推進により令和3年度末で汚水衛生処理率は92.8%となっています。

しかしながら、水環境への影響が大きい単独処理浄化槽やし尿汲み取りなど、水質汚濁の原因となる生活雑排水の未処理人口割合も依然として7.2%残っています。

このため、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備に努めるとともに、市民、事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性についてより一層啓発していく必要があります。

以上のことから、生活排水処理における基本方針を以下のとおりとします。

1 生活排水処理施設の整備推進

今後の人口減少社会に適応した「山口市污水処理施設整備構想※」の整備方針に基づき、生活排水処理施設の整備を推進します。

2 生活排水処理施設の適正な維持管理の推進

公共下水道や農業・漁業集落排水事業で整備した施設及び環境センターを適正に維持管理するとともに、長寿命化を図ります。

また、合併処理浄化槽や大型合併処理浄化槽の管理者へは、適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

3 広報・啓発活動の推進

公共下水道や農業・漁業集落排水の施設整備が完了した地区については、公共用水域の水質保全を図るため、早期接続を促進します。

また、環境教育や啓発活動により、公共用水域の水質保全に対する生活排水処理施設の役割について、一層理解を深めていただき利用促進について情報発信を行います。

※「山口市污水処理施設整備構想」は、市街地、農村等を含めた市全域で効率的かつ地域特性に応じた適正な生活排水処理施設の整備を推進するための指針となるもので、各地域における整備方針（集合処理区域、個別処理区域）を定めております。

2 生活排水処理目標

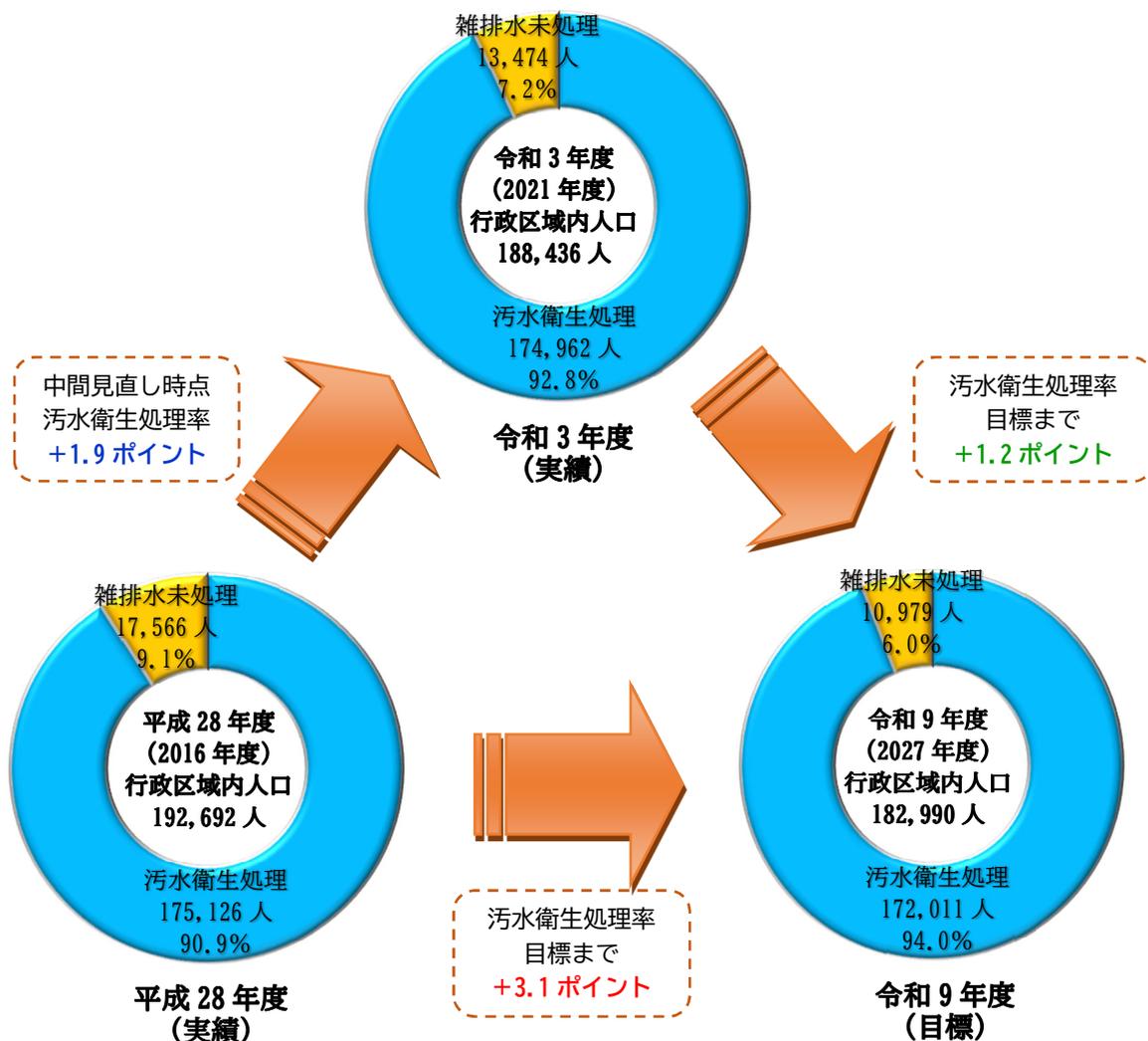
計画目標年次である令和9（2027）年度における本市の生活排水処理目標を以下のとおりとします。

生活排水処理目標

汚水衛生処理率：94%以上

※ 汚水衛生処理率＝汚水衛生処理人口÷行政区域内人口

生活排水処理計画値

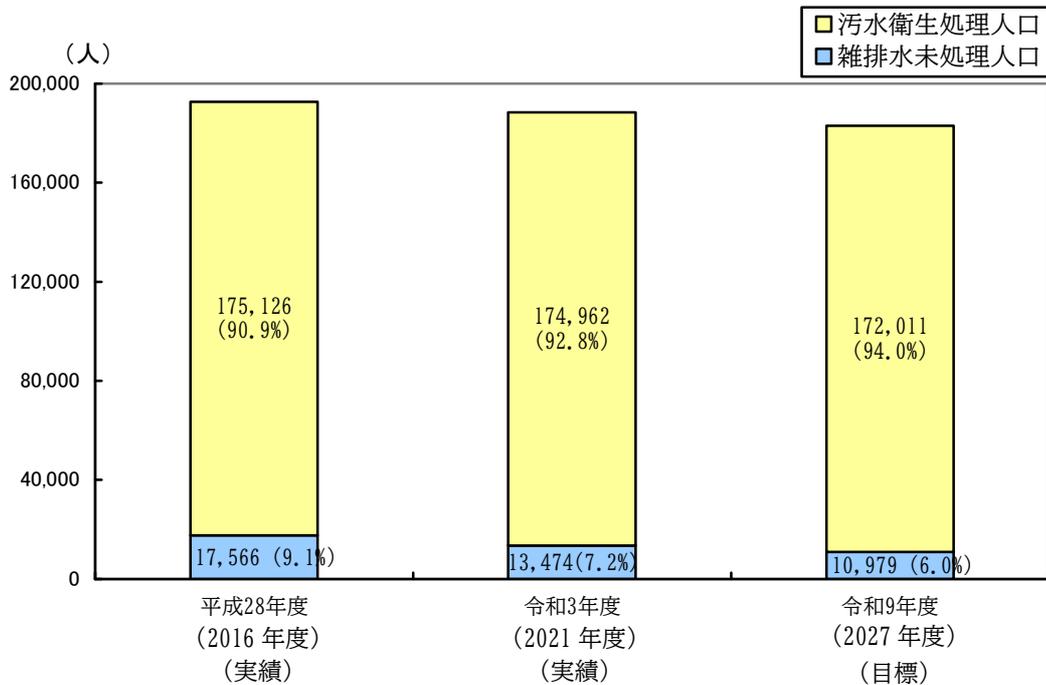


第3章 目標実現のための施策

1 生活排水処理の推進

(1) 生活排水処理形態別人口の予測

計画目標年次である令和9（2027）年度末における行政区域内人口及び処理形態別の人口予測は、以下のとおりです。



処理形態		平成28年度 (2016年度) (実績)	令和3年度 (2021年度) (実績)	令和9年度 (2027年度) (目標)
行政区域内人口		192,692人	188,436人	182,990人
汚水衛生処理 人口	公共下水道	119,918人	124,154人	130,304人
	農業・漁業集落排水	9,048人	8,470人	7,713人
	合併処理浄化槽	46,160人	42,338人	33,994人
	計 (汚水衛生処理率)	175,126人 (90.9%)	174,962人 (92.8%)	172,011人 (94.0%)
雑排水未処理 人口	単独処理浄化槽	2,628人	2,443人	1,970人
	し尿汲み取り	14,477人	10,742人	8,776人
	自家処理	461人	289人	233人
	計 (雑排水未処理率)	17,566人 (9.1%)	13,474人 (7.2%)	10,979人 (6.0%)

(2) 生活排水処理施設の整備推進

本市における生活排水処理は、公共下水道及び農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽により施設整備を行っており、今後も「山口市汚水処理施設整備構想」の整備方針に基づき、以下のとおり、各事業の推進を図ることとします。

○公共下水道事業の整備計画

公共下水道事業は、下水道法の定めによる事業計画を策定し、主な財源として国からの交付金を活用して、未整備区域解消に向けて施設整備を進めます。

なお、整備にあたっては、より効率的な手法を検討しながら、できる限り早期の供用開始を目指します。

○合併処理浄化槽設置整備事業の整備計画

合併処理浄化槽は、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備区域以外の地域における水洗化の手法として、その役割は大変重要です。

今後とも、合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）の継続実施による市民の設置費用負担軽減を図ることにより、積極的に普及を促進します。

(3) 生活排水処理施設の適正な維持管理の推進

生活排水処理施設の新規整備と既存施設の適正な維持管理により公共用水域の水質保全を図ります。

○公共下水道、農業・漁業集落排水施設の適正な維持管理

各処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の老朽化対策として、公共下水道事業ではストックマネジメントによる改築・更新費用の平準化、施設の長寿命対策を行い、また、農業・漁業集落排水事業では効率的な改築・更新を行うとともに、施設の統合など管理運営手法の検討を行います。

○合併処理浄化槽の適正な維持管理

既に浄化槽を使用している家庭や事業所において、その維持管理が適正に行われな
ない場合は、生活排水処理が滞り、周辺環境へ重大な影響を与えることとなります。

適正な維持管理対策として、浄化槽の定期的な保守点検や清掃の実施、法定検査の受
検について、周知を図ります。

○大型合併処理浄化槽の適正な維持管理

適正な維持管理や将来の更新に向けた準備を計画的に行うように、施設管理者へ助
言を行います。

また、老朽化対策として改築費用の補助制度を継続して行います。

○し尿処理施設の適正な維持管理

し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の老朽化対策として、令和
12(2030)年度を目標年次とする長寿命化計画を策定しています。この長寿命
化計画に基づき、老朽化が進む設備(前処理設備・油脂分離設備・脱臭設備等)の適切
な定期点検や定期補修を行っています。

○資源化の取組

各処理施設で処理した汚泥は、コンポスト化あるいはセメント原料化することによ
りほぼ全量を資源化しています。また、農業集落排水施設及び川西浄化センターで処理
した水の一部を、農業用水として資源化を行っています。

さらに、令和元年度からは、新たな資源化の取組として、山口浄化センターの処理過
程で発生する消化ガス(メタンガス)を、民間事業者に売却し、民設民営の発電事業の
燃料とするとともに、発電で生じた熱を同センターの汚泥処理施設に還元する取組を
行っています。今後も、継続的に資源化を図っていき、未利用の処理水や消化ガスにつ
いても検討を行います。

(4) 広報・啓発活動の推進

生活排水による水質悪化の仕組みや本市における生活排水の適正な処理の推進について、市民への啓発を行います。

○環境教育の充実

環境教育による生活排水処理に対する関心を高めるとともに公共用水域の水質保全意識の向上促進を図ります。

○水環境への意識向上の取組

啓発活動による水環境への意識向上や生活排水対策の必要性、公共下水道や農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の利用促進についての継続的な情報発信を図ります。

○早期接続の促進

公共下水道や農業・漁業集落排水施設の効果を最大限に発揮し、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の役割を果たすためには、接続が前提条件の一つであるため、その主旨を理解していただき、供用開始されている地域の未接続の家庭や事業所について、速やかに接続していただくよう、普及促進を図ります。

○合併処理浄化槽の普及啓発

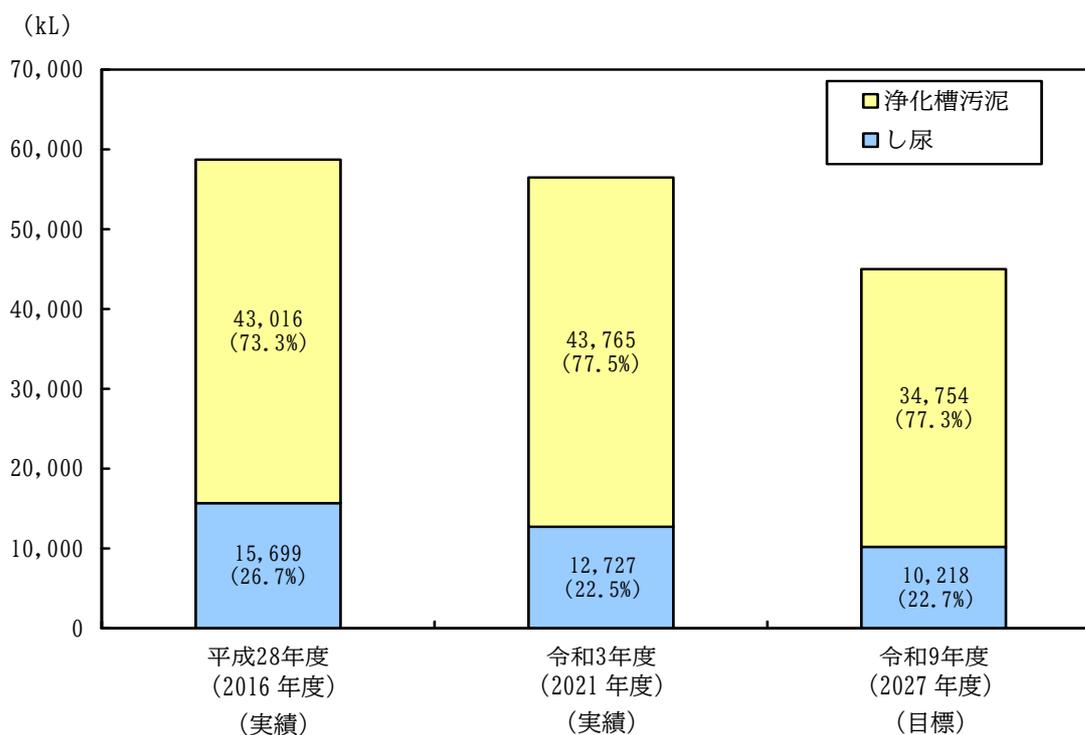
生活雑排水が未処理の家庭においては、排出する生活雑排水が地域の水路や河川など、公共用水域の水質悪化に直接影響を及ぼしています。

このため、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの切り替えについて普及を図るとともに、補助制度（個人設置型）の周知を行います。

2 し尿及び浄化槽汚泥処理の推進

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

本計画における計画処理量について、令和元年度から令和3年度までの3年間における平均の1人1日当たりの浄化槽汚泥（2.18 L/人・日）、し尿（3.19 L/人・日）の処理量に計画人口を乗じて求めると、計画目標年次である令和9（2027）年度末の予想処理量は、次のようになります。



	平成28年度 (2016年度) (実績)	令和3年度 (2021年度) (実績)	令和9年度 (2027年度) (目標)
浄化槽汚泥	43,016 kL	43,765 kL	34,754 kL
し尿	15,699 kL	12,727 kL	10,218 kL
計	58,715 kL	56,492 kL	44,972 kL

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の体制づくり

○し尿

し尿については、公共下水道等の普及により年々減少していますが、公共下水道等の未整備区域の解消にはまだ相当の期間が必要と見込まれるため、今後も許可業者による定期的な収集・運搬の体制づくりを図ります。

また、今後、し尿汲み取り世帯が広範囲に点在する状況が進むと見込まれますので、安定的・効率的な収集・運搬の体制維持を図ります。

○浄化槽汚泥

集落排水処理施設及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽から発生する汚泥については、年々減少していますが、今後も許可業者による収集・運搬の体制づくりを図ります。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理

環境センターでは、し尿及び浄化槽汚泥から、し渣や油脂を取り除く前処理を行い、混合希釈した汚水を山口浄化センターへ圧送し、下水道の汚水と合わせて共同処理を行っています。処理施設の点検整備により、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を行うことで、圧送する汚水の水質及び圧送量の適正化を図ります。

(4) 処理施設の維持管理計画の推進

環境センターは、平成25年に策定した長寿命化計画に基づき、日常の運転管理、定期的なメンテナンス、精密機能検査の結果を踏まえた主要な設備の修繕を行います。

また、環境センターの施設全体の老朽化が進んでいることから、施設全体の更新について検討していきます。

資 料 編

資源第41—1号
令和3年7月27日

山口市廃棄物減量等推進審議会会長 様

山口市長 渡 辺 純 忠

山口市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの策定について（諮問）

平成30年3月に策定した山口市一般廃棄物処理基本計画は、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年間とし、5年後に中間見直しを行うこととしていることから、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山口市条例第122号）第7条第2項の規定に基づき、令和5年度から令和9年度までの山口市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

令和4年11月22日

山口市長 伊藤和貴様

山口市廃棄物減量等推進審議会

会長 藤原 勇

山口市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの策定について（答申）

令和3年7月27日付け資源第41-1号で諮問された山口市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの策定について、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第2項の規定に基づき、本審議会で審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会で示された一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）は、審議内容を反映しており、ごみの減量化や適正処理及び生活排水の水質保全に有効な基本方針及び施策を示した計画であると認める。なお、廃棄物処理手数料については、ごみの排出抑制や排出量に応じた費用負担の公平化に重要な施策であることから、引き続き、見直しの検討を行うこと。
- 2 毎年度の具体的な施策の推進にあたっては、本計画（案）で示された基本方針を踏まえ、効果的で効率的な取り組みを行うこと。
- 3 計画の達成状況について毎年度評価を行い、その評価結果を次年度の実施計画に適切に反映させること。また、本計画策定の前提となった諸条件に大きな変動があった場合には、計画期間の途中であっても見直しを行うこと。

山口市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	役 職 名 等
◎ 藤 原 勇	山口大学准教授
新 谷 明 雲	山口県立大学名誉教授
磯 野 裕 昭	山口市リサイクル協同組合代表理事
上 松 寛 延	山口市一般廃棄物協同組合理事長
○ 豊 田 政 子	やまぐちエコ倶楽部代表
徳 永 雅 典	山口市社会福祉協議会会長
金 子 隆 文	山口市自治会連合会理事
倉 益 佐由美	生活協同組合コープやまぐち理事
岡 崎 百合子	小郡消費者団体連絡協議会幹事
藤 村 勇	山口県央商工会
上 野 千 恵	阿知須地区更生保護女性会会長
水 津 真理子	山口市食生活改善推進協議会徳地支部副支部長
光 弘 光 代	J A山口県山口統括本部女性部阿東支部地福女性部部長
松 本 久 栄	一般公募
田 中 真由美	一般公募

◎会長 ○副会長

審議経過

開催日	主な審議内容
<p>第1回審議会 令和3年7月27日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の運営について ・ 一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）策定方針等について ・ 廃棄物処理手数料見直し方針について ・ 環境に関するアンケート調査について
<p>第2回審議会 令和3年11月19日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理の現状と課題について ・ 生活排水処理の現状と課題について
<p>第3回審議会 令和4年3月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関するアンケート調査結果報告について ・ 廃棄物処理手数料の検討について ・ 生活排水処理の基本方針及び目標について
<p>第4回審議会 令和4年7月29日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理の基本方針及び目標について ・ 食品ロス削減推進計画について ・ 廃棄物処理手数料について（諮問取り下げ） ・ 生活排水処理の目標実現のための施策について
<p>第5回審議会 令和4年11月2日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理の目標実現のための施策について ・ 答申書（案）について

山口市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

山口市 環境部 資源循環推進課
〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地
電話 083-941-2173 FAX 083-927-8641
E-mail shigen@city.yamaguchi.lg.jp

生活排水処理基本計画

山口市 上下水道局 下水道整備課
〒753-0043 山口市宮島町 7 番 1 号
電話 083-933-6692 FAX 083-934-2646
E-mail g-sebi@city.yamaguchi.lg.jp

令和 5(2023)年 3 月